

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景・趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の対象	3
第4節 計画の期間	3
第2章 障がい児者を取り巻く現状と課題	4
第1節 障がい児者の現状	4
1. 開成町の人口	4
2. 障がい児者人口の推移	5
3. 身体障害者手帳所持者の推移	6
4. 療育手帳所持者の推移	8
5. 精神保健福祉手帳所持者の推移	9
第2節 障がい児者施策の状況	10
1. アンケート調査の実施	10
2. アンケート調査の結果概要	10
3. 前期計画の評価	16
第3節 課題のまとめ	20
第3章 基本理念と基本目標	23
第1節 基本理念と基本目標	23
1. 基本理念	23
2. 基本目標	24
第2節 重点施策	25
第3節 施策の展開	27
第4節 施策の推進体制	28
1. 計画の達成状況の点検及び評価	28
2. 住民・事業者・地域等との協働の推進	28
3. きめ細やかな相談・支援体制の実施	28

第4章 障がい児者施策の展開【第2期障がい者計画】	29
第1節 具体的施策の推進	29
(1) 広報かいせい・お知らせ版での周知	29
(2) 普及啓発活動の推進	29
(3) 差別の解消	31
(4) 障がい者関係団体への支援	31
(5) 活動環境の整備	32
(6) 活動の場の確保	32
(7) バリアフリー化	32
(8) 交通手段の確保	33
(9) ボランティア活動の促進	34
(10) 福祉教育の充実	34
(11) 教育現場での取組み	35
(12) 療育・就学相談	35
(13) 障がいや疾病の発生予防	37
(14) 早期発見	37
(15) 療育体制の整備	37
(16) 障がい者医療	38
(17) 歯科診療	39
(18) リハビリテーション体制の充実	39
(19) 虐待防止	39
(20) ピアサポーターの育成・活用	40
(21) 障がい者雇用の推進	40
(22) 一般就労へ向けた支援	41
(23) 福祉施設の整備	42
(24) 権利擁護（意思決定支援）	42
(25) 緊急時における支援体制の充実	42
(26) 災害時要援護者支援施策	43
(27) 防災体制の確立	44
第5章 サービス提供体制の整備【第5期障がい福祉計画】	45
第1節 平成32年度（2020年度）の成果目標	45
第2節 介護給付	49
第3節 訓練等給付	51
第4節 計画相談支援給付等	55
第5節 地域生活支援事業	56
第6節 その他の事業	61

第6章 障がい児支援【第1期障がい児福祉計画】	63
第1節 障がい児支援 総論	63
第2節 平成32年度（2020年度）の成果目標	63
第3節 障がい児通所サービス	66
第4節 相談支援給付	68
第5節 その他の事業	68
資料編	69
1. 用語集	69
2. 開成町障がい福祉推進協議会設置要綱	72
3. 開成町障がい福祉推進協議会委員名簿	74
4. 町内事業所一覧	75

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景・趣旨

本町では平成19年3月に「障害者福祉計画」を策定し、また平成18年度には、「障害者自立支援法」の施行により「第1期障害福祉計画」を策定しました。

その後3年ごとに見直しを行い、平成27年度に策定した「第4期障がい福祉計画」に基づき施策を展開しています。

この間、国においては平成26年1月に障害者権利条約の批准と、それを契機とした国内法の整備・改正が行われ、障がい者支援に関する制度や施策の考え方は、近年大きく変化しています。

平成23年8月の障害者基本法の大幅な改正においては、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という理念が掲げられ、障がい者支援に関連する法律のすべてに通じる基本目標とされました。

また、障がいのある方の定義についても、「個人の機能障害に原因があるもの」と考える「医療モデル」から、「社会的障壁」による日常生活や社会生活に制限を受けることを問題にする「社会モデル」に大きく転換し、共生社会の実現は社会全体の課題であることが示されています。

さらに、平成23年の障害者虐待防止法、平成24年の障害者総合支援法（障害者自立支援法の改正法）、平成25年の障害者差別解消法の制定や、同じく平成25年の障害者雇用促進法の改正など、共生社会の実現に向けた障がい者の権利擁護、生活支援、差別解消、就労等の幅広い分野での法整備が進んでいます。

一方で地域社会に目を向けると、障がいの有無にかかわらずだれもが当たり前で共生する社会の実現には、まだ多くの課題が残されています。この度、これまでの本町の取り組みに、新たな国の障がい者制度の動向や県の動向を踏まえ、本町におけるさらなる障がい者福祉のまちづくりを推進するため「開成町第2期障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定します。



第2節 計画の位置づけ

「開成町障がい者計画・障がい福祉計画」は、「障がい者計画」と「障がい福祉計画」を一体的に策定したもので、本町では平成19年3月に初めて策定しました。

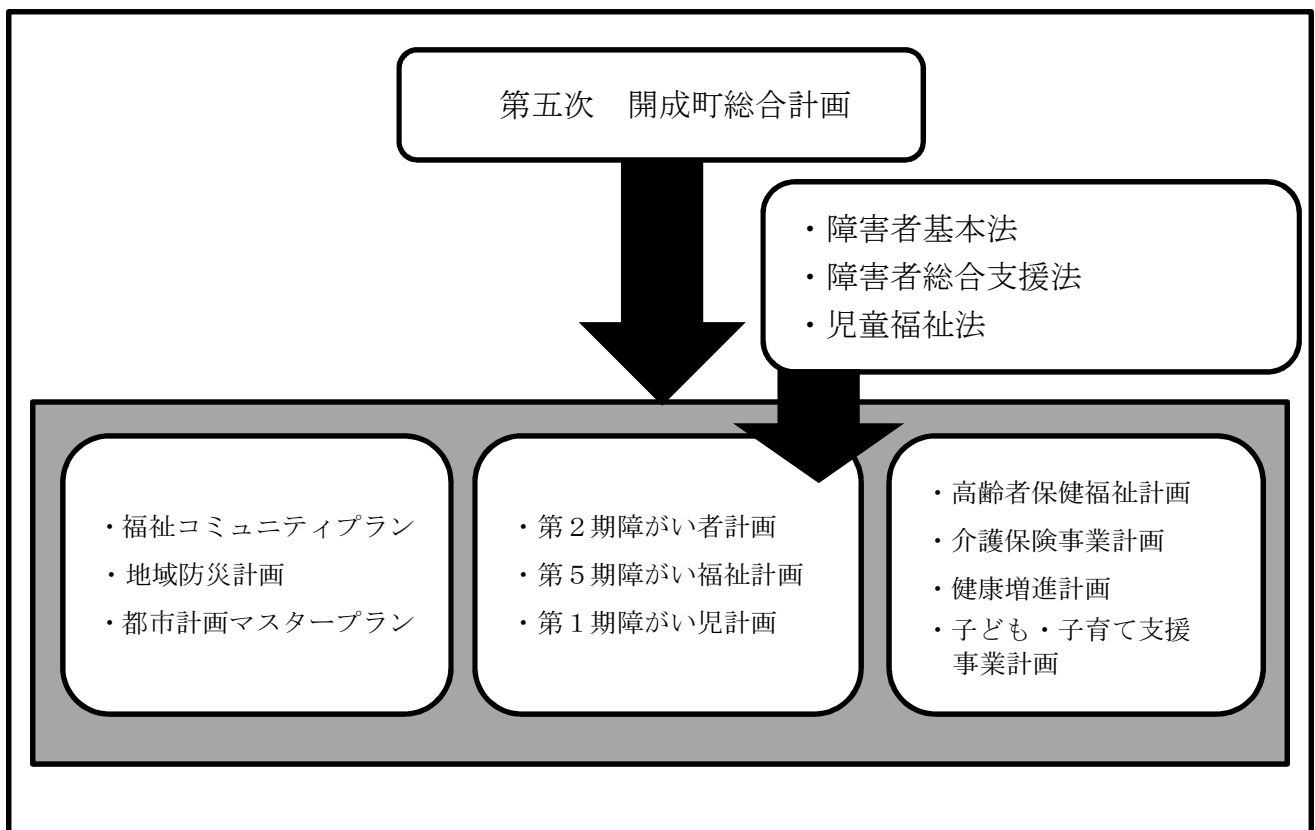
「障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画に相当するものであり、保健、医療、教育、社会参加、災害時支援など、本町の障がい者施策の総合的な展開を図るための役割を果たす計画です。

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画に相当するものであり、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供に関する具体的な内容を定めた計画です。

また、今回新たに策定する「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20（平成30年4月施行）に基づく市町村障害児福祉計画に相当するものであり、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や各年度における指定障害児通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等について計画的に整備するための計画です。

なお、本計画は、下表のとおり、関連計画との整合性を検討したうえで策定しました。

第2期開成町障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児計画の位置づけ



第3節 計画の対象

本計画は、国の動向及び本町の障がい者施策の考えに基づき、障がい者の範囲を身体障がい・知的障がい・精神障がいの3つの障がいに加え、発達障がい・高次脳機能障がい・難病等を含めて対象とします。

第4節 計画の期間

本計画は、障害者基本法に基づく「障がい者計画」と障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定するものであり、平成30年度～平成32年度（2020年度）の3年間で1つの期間とします。

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
第 1 期障がい者計画						第 2 期障がい者計画					
第 3 期障がい福祉計画			第 4 期障がい福祉計画			第 5 期障がい福祉計画			第 6 期障がい福祉計画		
						第 1 期障がい児計画			第 2 期障がい児計画		
第 4 次 総合計画						第 5 次総合計画 ※平成 36 年度（2024 年度）まで					
第 5 期高齢者保健福祉 計画・介護保険事業計画			第 6 期高齢者保健福祉 計画・介護保険事業計画			第 7 期高齢者保健福祉 計画・介護保険事業計画			第 8 期高齢者保健福祉 計画・介護保険事業計画		
第 2 期地域福祉計画				第 3 期地域福祉計画				第 4 期地域福祉計画			
次世代育成支援対策 地域行動計画			子ども・子育て支援事業計画						第 2 期子ども・子 育て支援事業計画		
健康増進計画						第 2 期健康増進計画					

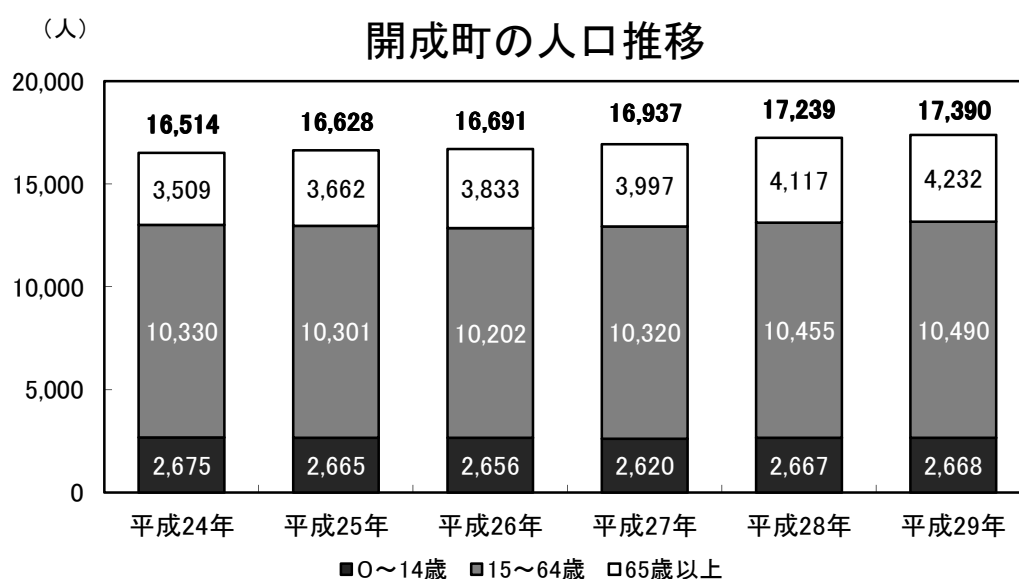
第2章 障がい児者を取り巻く現状と課題



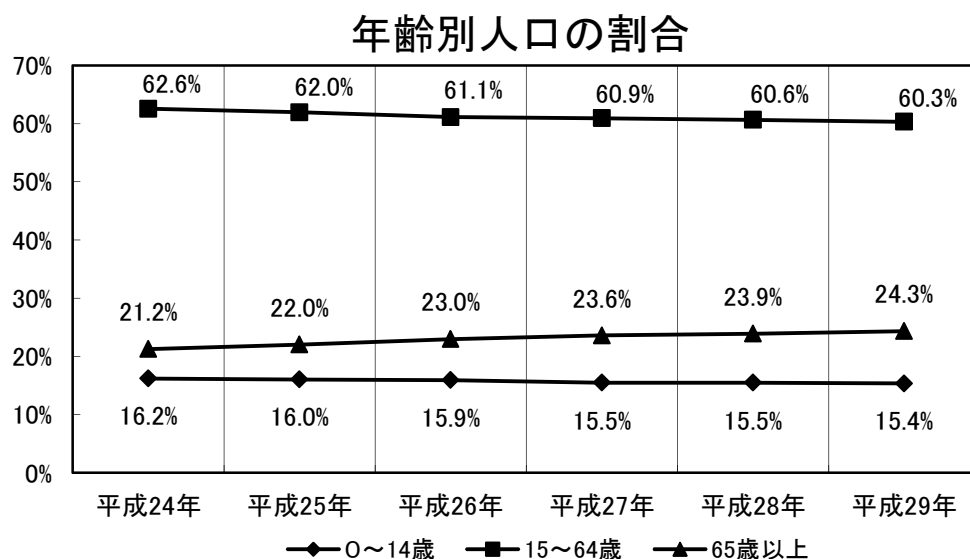
第1節 障がい児者の現状

1. 開成町の人口

本町の平成29年の人口は17,390人で、平成24年と比較すると、約900人の増加となっています。また、年齢別の割合をみると、65歳以上の割合が年々増加しており、平成29年は24.3%となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

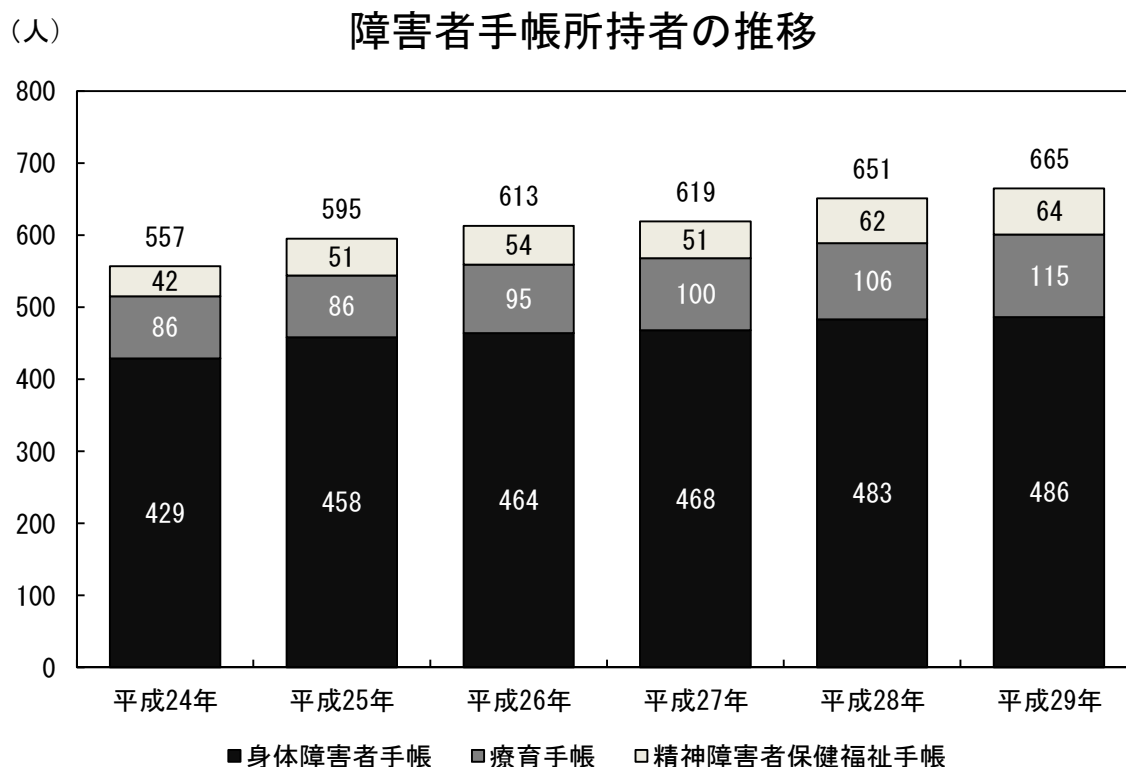


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

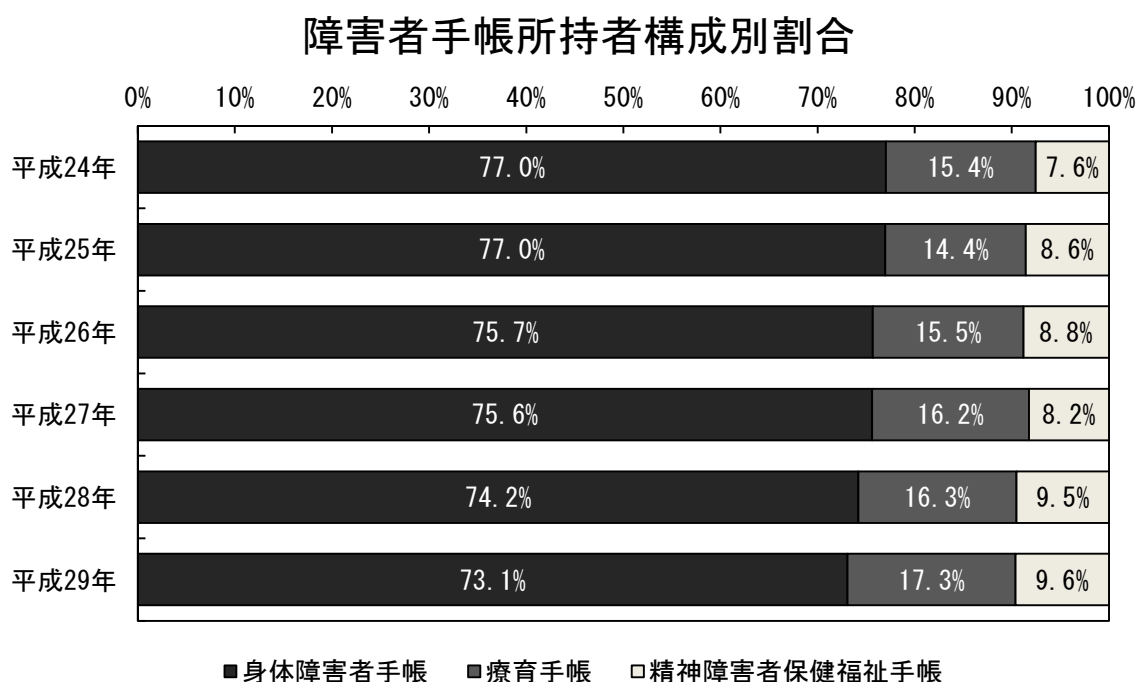
2. 障がい児者人口の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、平成29年では665人と、平成24年と比較して108人増加しています。また、手帳別にみると、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳とすべての手帳種別において、増加で推移しています。

障害者手帳所持者構成別割合では、療育手帳の割合が増加しています。



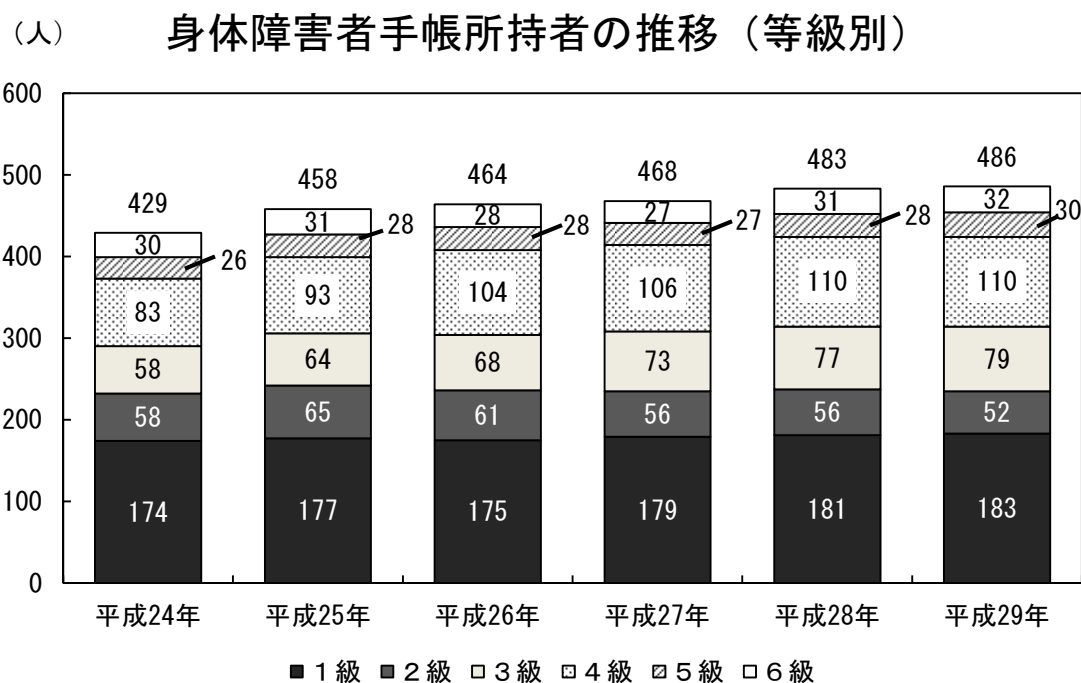
資料：各年4月1日現在



資料：各年4月1日現在

3. 身体障害者手帳所持者の推移

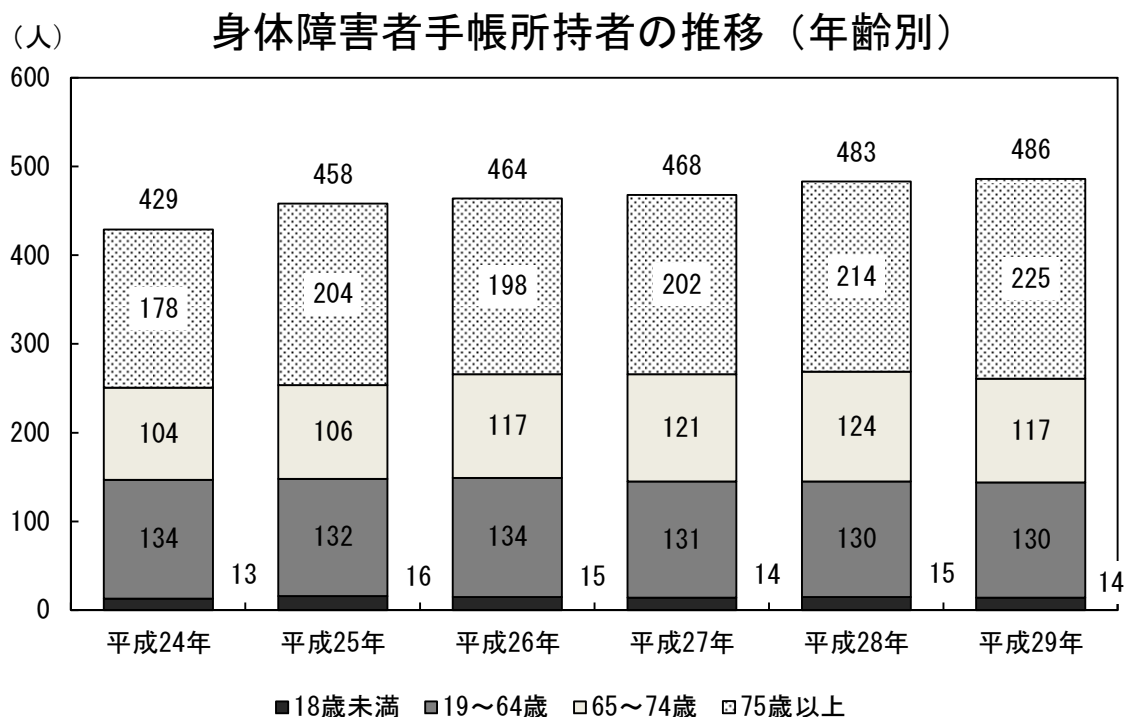
身体障害者手帳所持者は増加傾向にあり、平成29年は486人と、平成24年に比べて57人増加しています。



資料：各年4月1日現在



年齢別にみると、「75歳以上」が最も多く、平成29年では225人となっています。なお、65歳以上の高齢者が約7割を占めています。



資料：各年4月1日現在

また、障がい別の状況をみると、「肢体不自由」が273人と最も多く、次いで「内部障がい」が144人、「聴覚・平衡機能障がい」が36人となっています。

身体障害者手帳所持者の等級別・障害別の状況

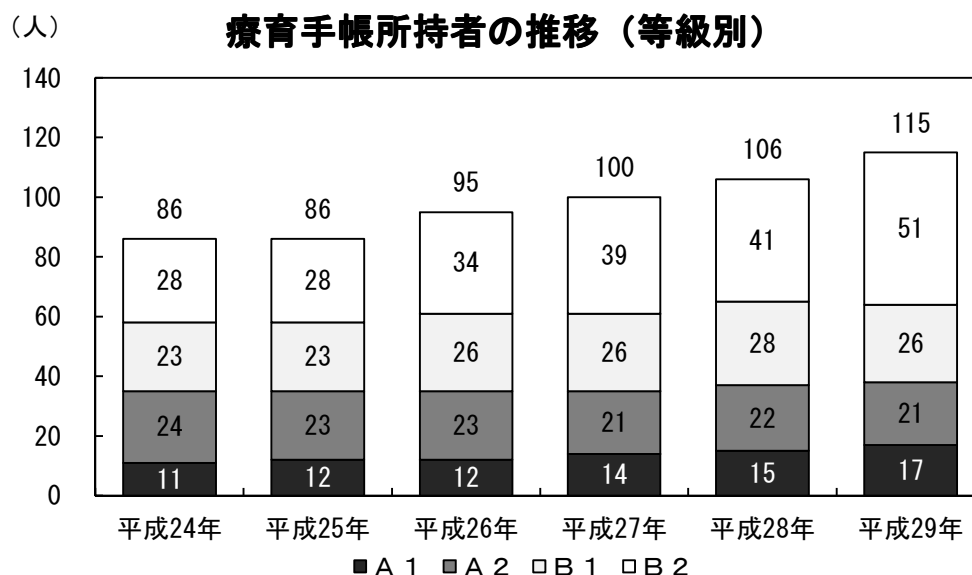
	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	咀嚼・機能障がい	肢体不自由	内部障がい	総数
1級	8	0	1	0	67	105	181
2級	7	9	0	0	40	0	56
3級	2	7	0	0	57	11	77
4級	1	4	2	2	73	28	110
5級	7	0	0	0	21	0	28
6級	0	16	0	0	15	0	31
総数	25	36	3	2	273	144	483

資料：平成28年現在

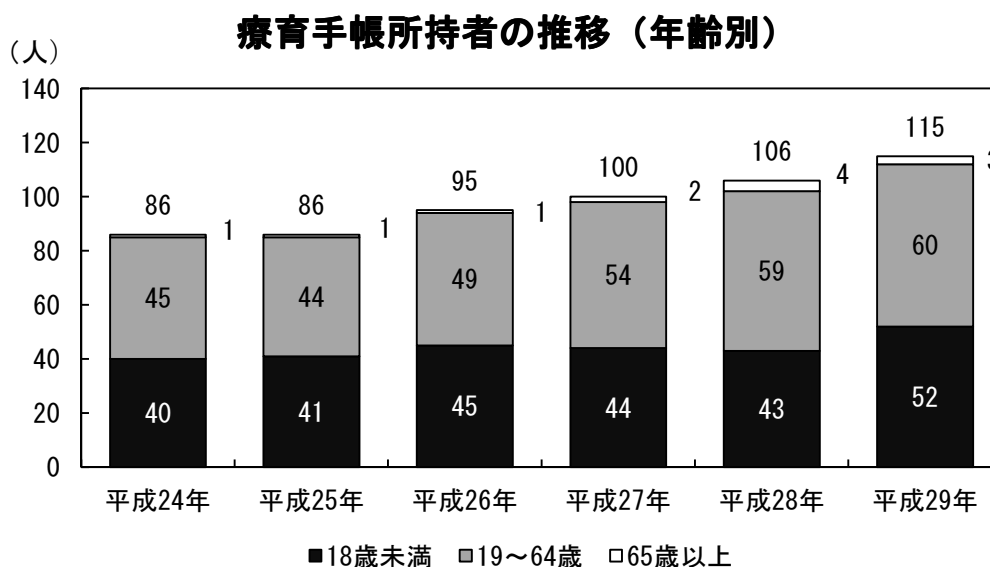
4. 療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者は増加傾向にあり、平成29年は115人と、平成24年に比べて29人増加しています。等級別にみると、B 2の増加率が高くなっています。

また、年齢別にみると、いずれの年代においても増加の傾向にあります。



資料：各年4月1日現在



資料：各年4月1日現在

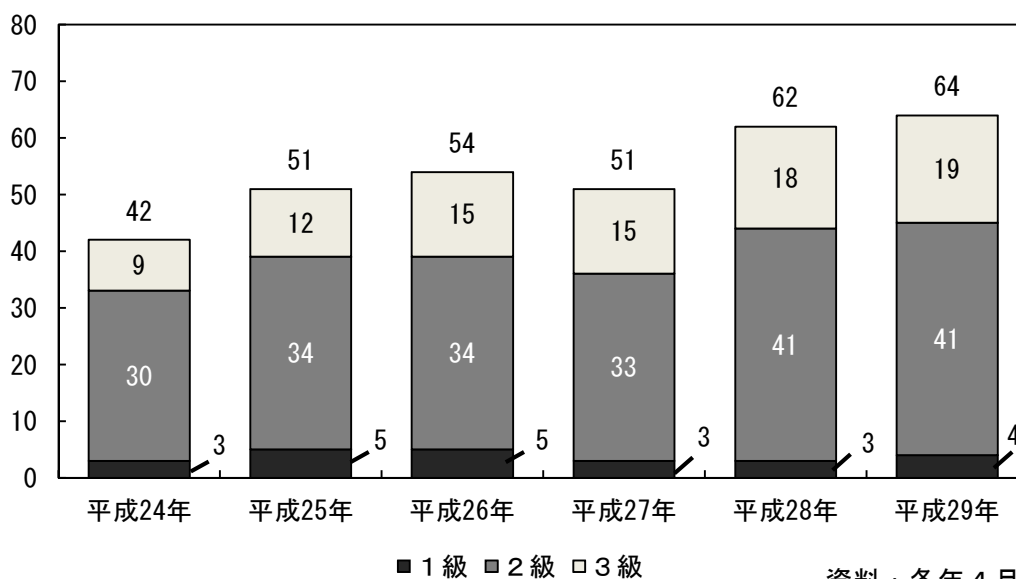


5. 精神保健福祉手帳所持者の推移

精神保健福祉手帳所持者については、平成29年で64人と、平成24年に比べて22人増加しています。等級別にみると、2級と3級が増加の傾向にあります。

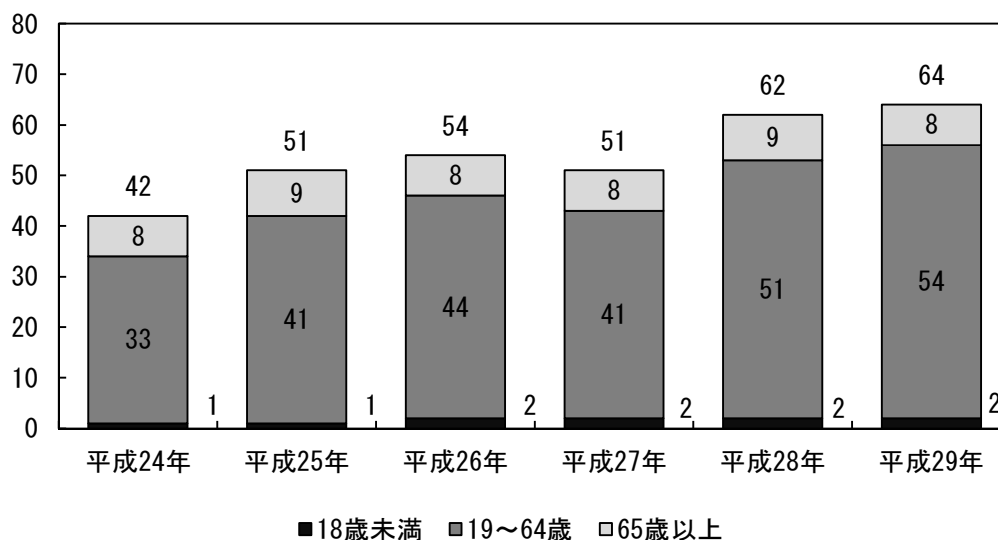
年齢別にみると、19～64歳が増加傾向にあります。

(人) 精神保健福祉手帳所持者の推移（等級別）



資料：各年4月1日現在

(人) 精神保健福祉手帳所持者の推移（年齢別）



資料：各年4月1日現在

第2節 障がい児者施策の状況

1. アンケート調査の実施

①アンケート調査の目的

本計画の策定にあたり、障害者手帳の交付を受けているすべての方の生活の状況やサービスの利用実態、障がい児者施策に関するご意見、お考えをお聞きし、新たな計画へ反映させるためにアンケート調査を実施しました。なお、アンケート調査内容は障がい種別にかかわらず、統一したアンケート様式としました。

②調査期間

平成29年7月14日～平成29年7月28日

③調査方法

郵送配布・郵送回収

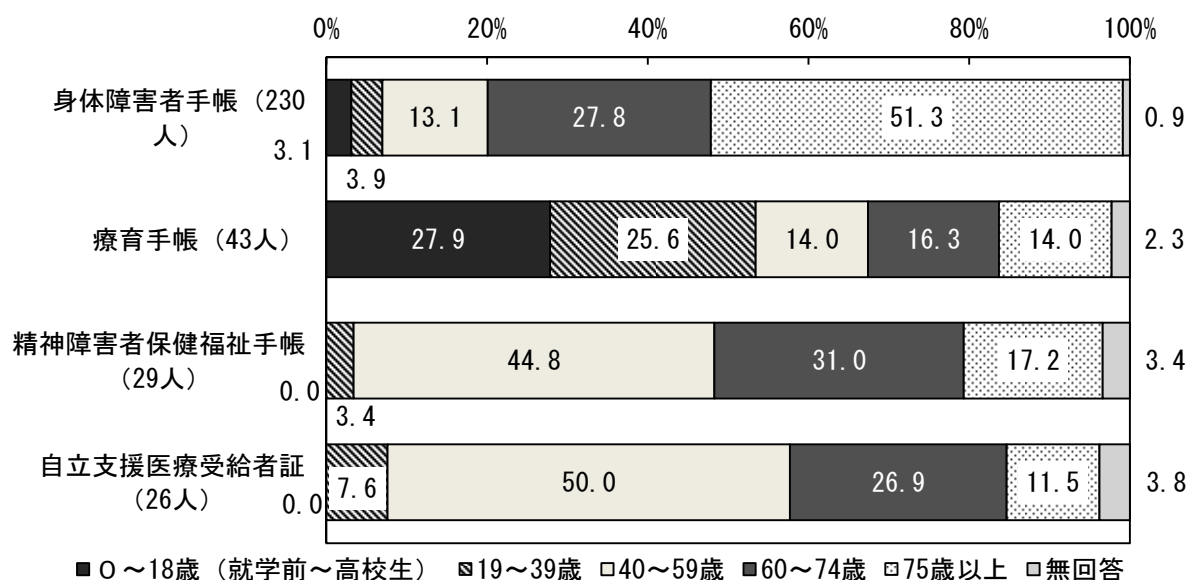


④回収結果

配布数	回収数	回収率
633	280	44.2%

2. アンケート調査の結果概要

(1) 回答者の障がい別・年齢別の状況について

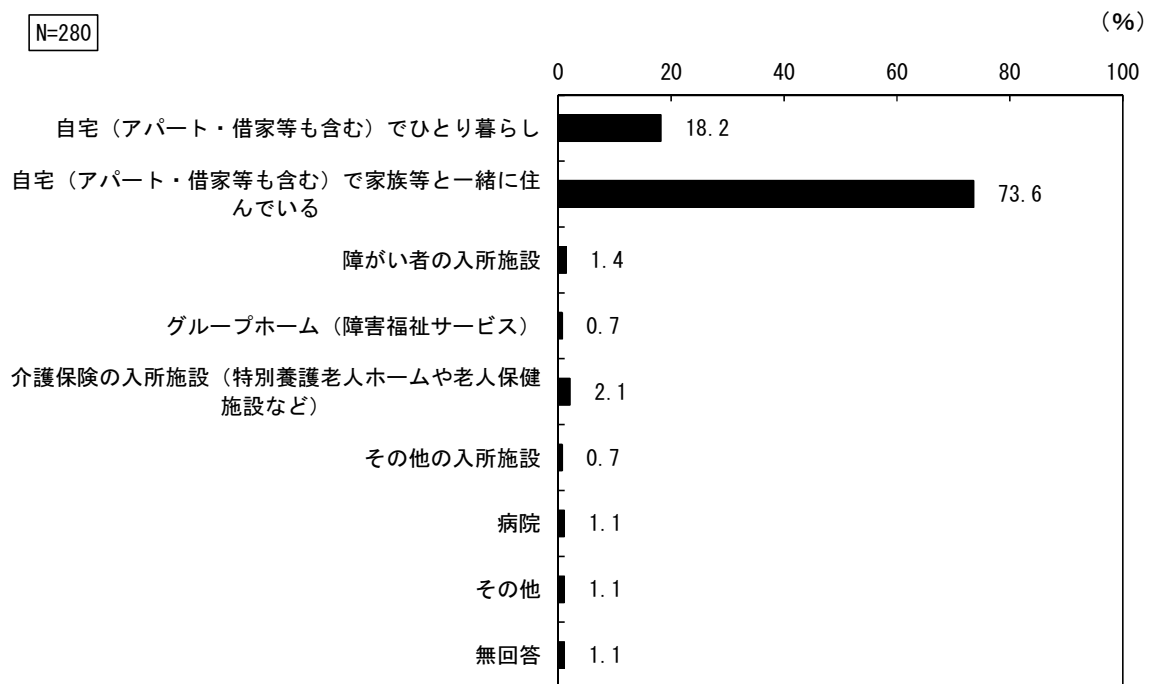


(2) 生活の様子について

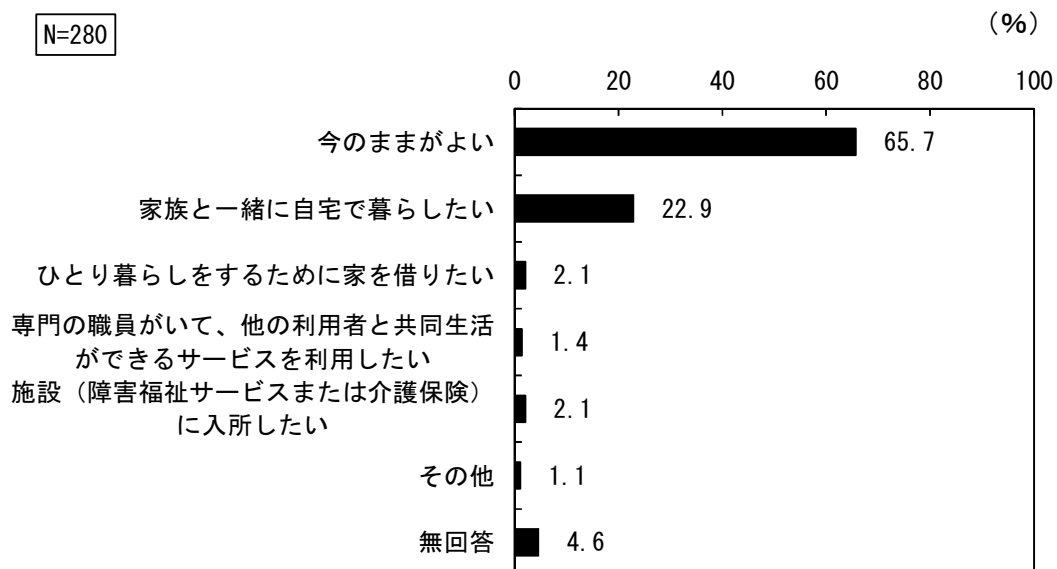
現在の生活の場として、「自宅（アパート・借家等も含む）で家族等と一緒に住んでいる」が73.6%と最も高く、次いで「自宅（アパート・借家等も含む）でひとり暮らし」が18.2%となっています。

また、「今後希望する生活の場」については「今のままがよい」が65.7%と最も高く、次いで「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が22.9%となっています。

■現在の生活の場について



■今後希望する生活の場について



(3) 仕事について

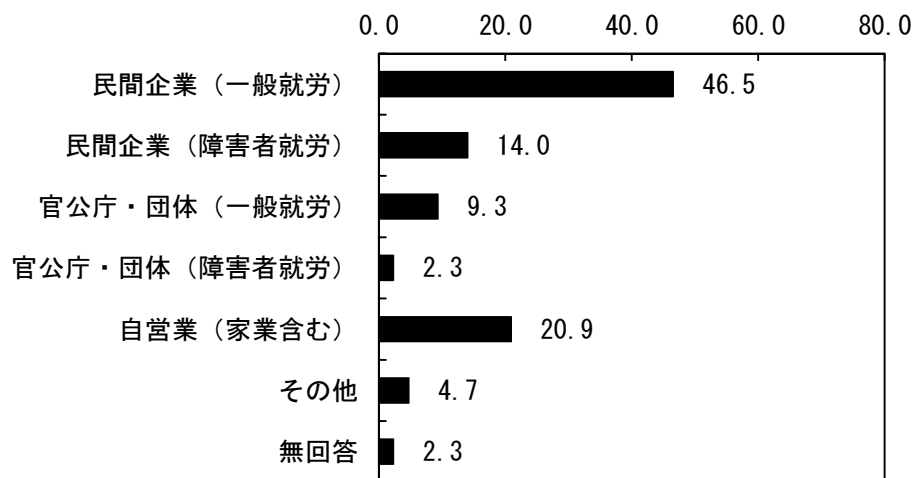
就労の状況や形態については、「民間企業（一般就労）」が46.5%と最も多く、次いで「自営業（家業含む）」が20.9%、「民間企業（障害者就労）」が14.0%となっています。

また、働くうえで必要な条件については「特にない、仕事をする予定がない」が最も多くなっています。働く上でどのような条件があれば良いかについては、「障がいにあった作業内容である」が17.1%と最も高く、次いで「障がいにあった勤務条件である」が16.8%とそれぞれ高くなっています。

■就労の状況や形態について

N=43

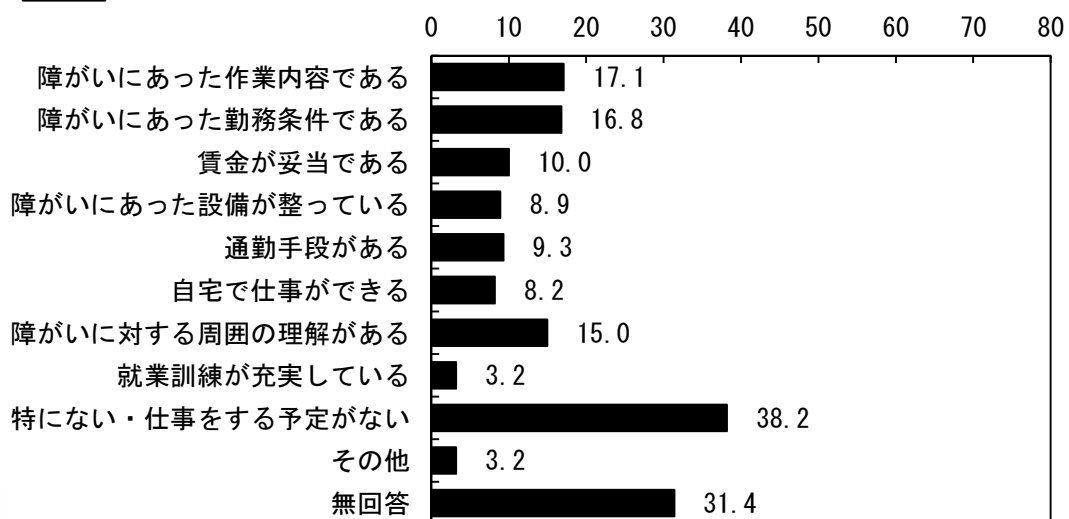
(%)



■働くうえで必要な条件について

N=280

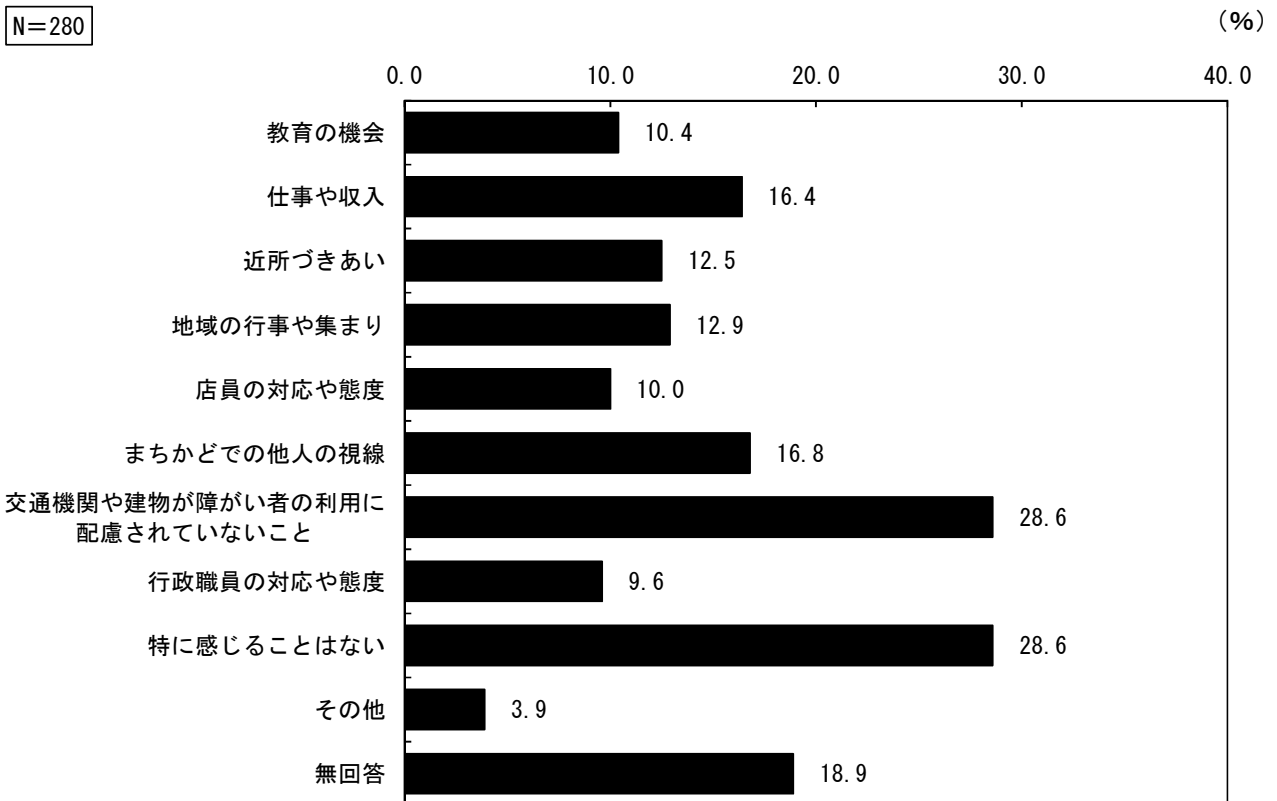
(%)



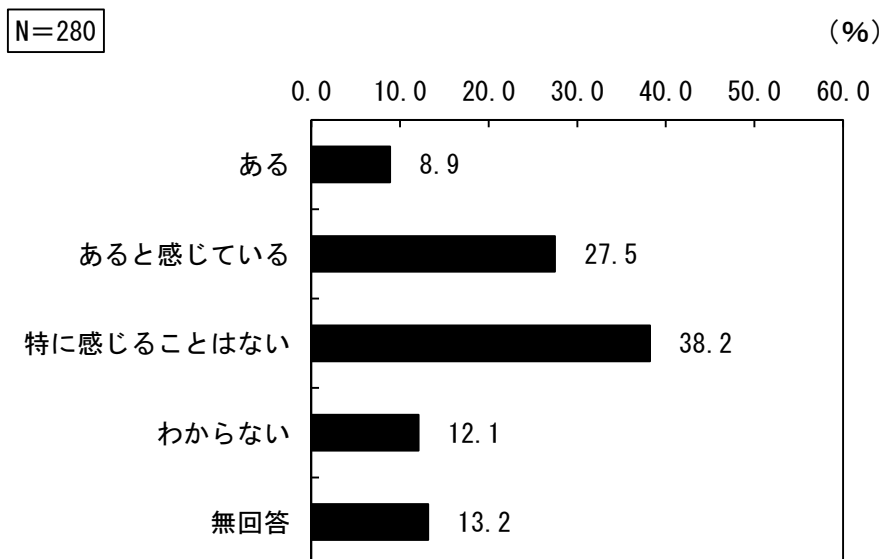
(4) 障がいのある方への配慮について

障がいのある方への理解が足りないと感じる場合については、「交通機関や建物が障がい者の利用に配慮されていないこと」、「特に感じることはない」が28.6%と最も高く、次いで「まちかどでの他人の視線」が16.8%、「仕事や収入」が16.4%となっています。

■ 普段の生活の中で障がいのある方への理解が足りないと感じる場合について



■ 障がいのある方への差別や偏見があると感じるかについて



(5) 災害対策について

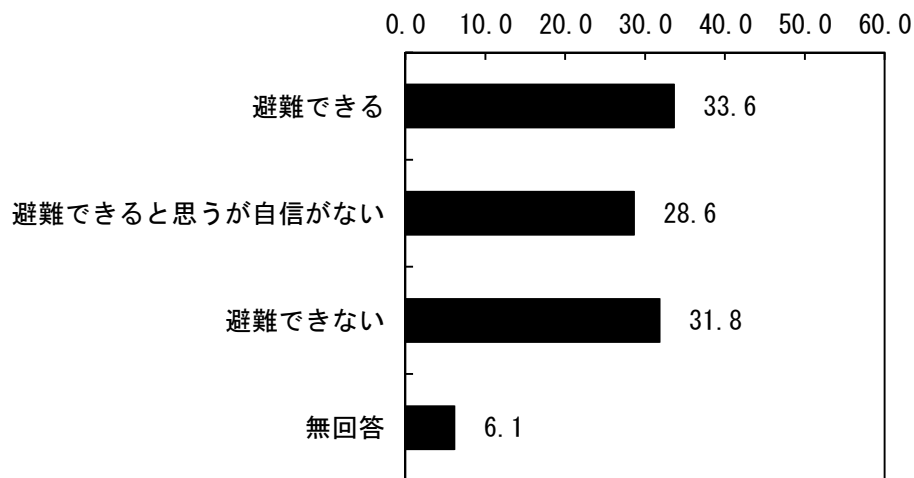
災害発生時に一人で避難できるかについては、「避難できる」が33.6%、「避難できない」が31.8%、「避難できると思うが自信がない」が28.6%となっています。

また、災害発生時に不安に思うことについては、「薬などの物品や医療的ケアが確保できるか不安」が45.4%、次いで「避難所の設備が病気や障がいに対応しているか不安」が40.4%、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」が36.4%となっています。

■一人で避難できるかについて

N=280

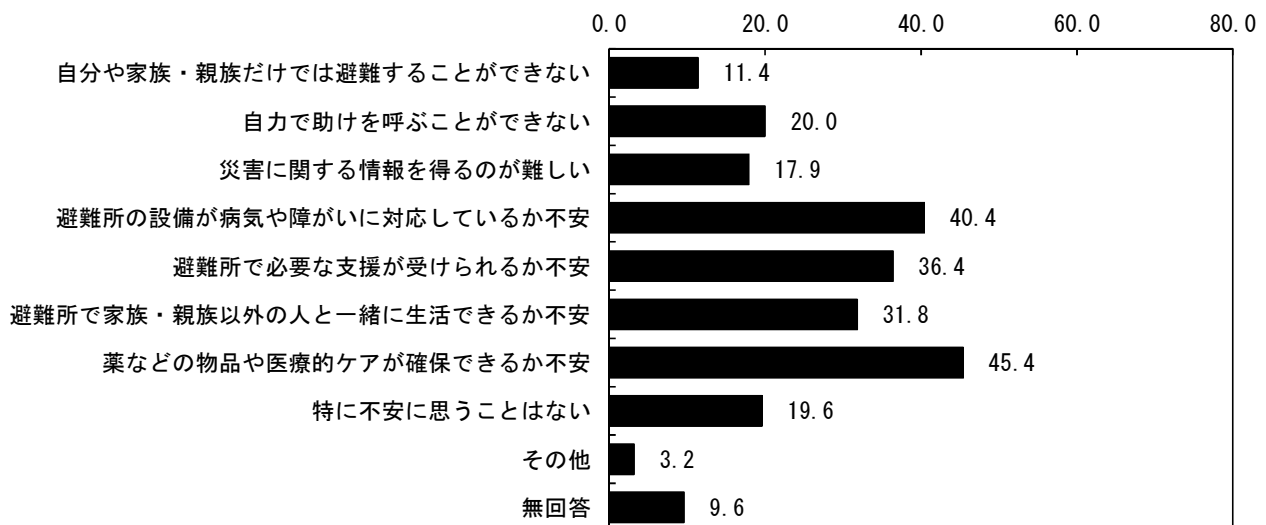
(%)



■災害発生時に不安に思うことについて

N=280

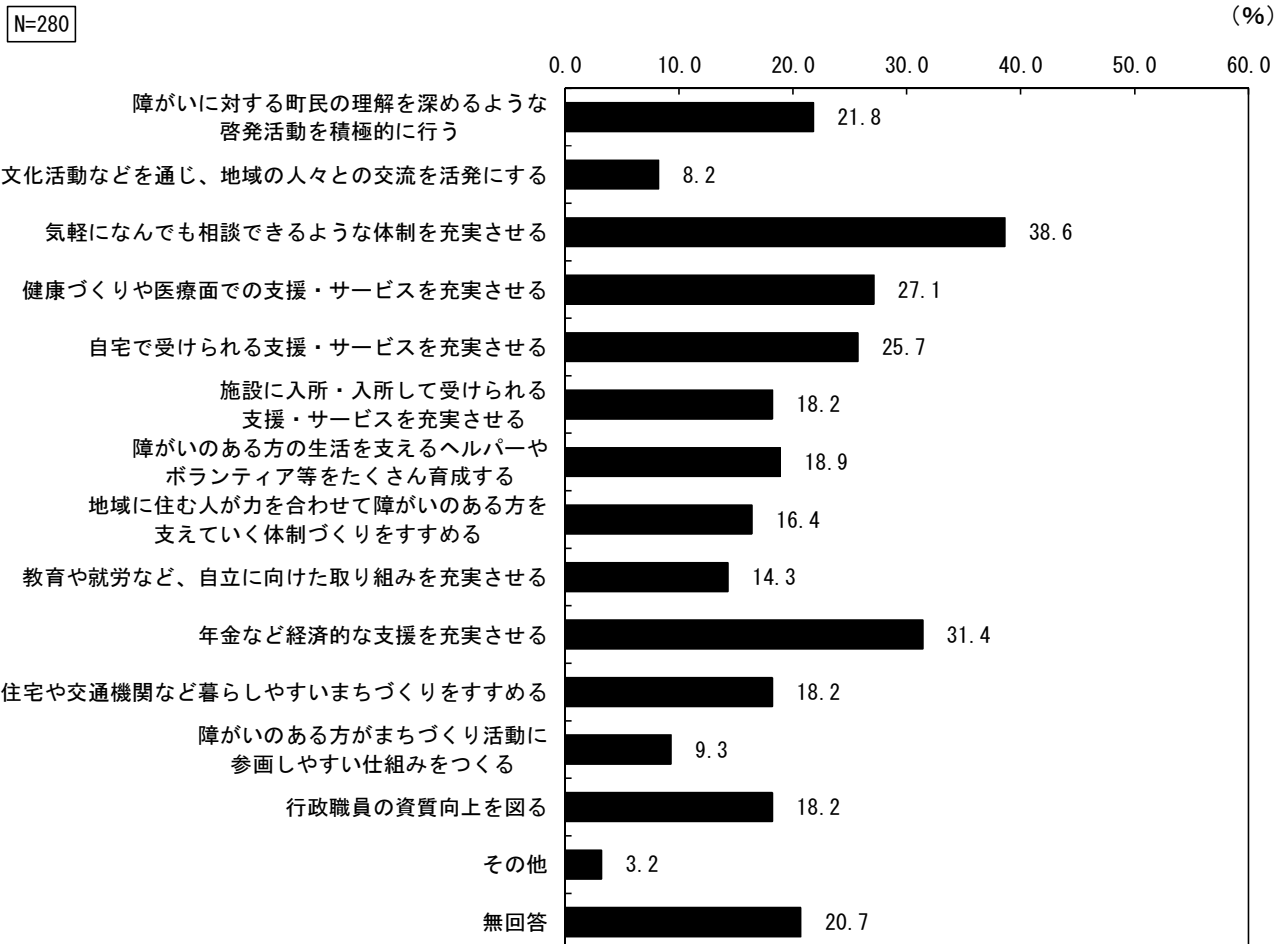
(%)



（６）今後町が力を入れるべきことについて

障がい者施策をすすめる上で、今後、町が特に力を入れるべきことについては、「気軽になんでも相談できるような体制を充実させる」が38.6%、次いで「年金など経済的な支援を充実させる」が31.4%、「健康づくりや医療面での支援・サービスを充実させる」が27.1%となっています。

■ 今後町が力を入れるべきことについて



3. 前期計画の評価

前期計画期間中は、「安心して共に生きる地域づくりをめざして」という基本理念のもと、5つの基本方針「健やかに生活できる環境整備」「安心して生活できる地域づくり」「円滑な相談対応と質の高い情報提供」「ニーズに対応した障がい福祉サービスの提供（障がい福祉計画に相当）」「効果的なサービスを提供する推進体制の構築」により、各施策を展開してきました。

ここでは、基本方針ごとに前回計画の評価を行います。

（１）健やかに生活できる環境整備

「保健・医療・福祉の充実」「安全で住みやすいまちづくりの推進」「療育・教育の充実」「就労に向けた支援」の4つの基本施策を位置づけ、個別施策を展開してきました。

保健・医療・福祉の充実について、障がいの早期発見や予防、精神保健福祉対策の推進、医療費の助成などさまざまなことに取り組みました。本町では、身体障害者手帳交付者のうち、約7割が65歳以上の高齢者にあたり、障害者手帳交付者に占める高齢者の比率は非常に高くなっています。今後は、障害者施策と高齢者施策のより密接な連携を図ることが課題となります。特にサービス提供に関しては、介護保険制度と障害福祉サービスでは、自己負担やサービス利用に関する要件など大きな差異があるため、双方の制度を横断的に相談支援が可能な体制構築などを進める必要があります。

療育・教育の充実について、平成25年に足柄上郡児童発達支援協議会を立ち上げ、地域訓練会の終了に伴う足柄上郡5町における対応の検討を重ねました。結果的に民間法人の事業所が増えたことにより、足柄上郡5町の障がい児が通う児童発達支援事業の受け皿を確保することができました。

また、障害児通所支援サービスの保育所等訪問を補完し、対象者を拡大した巡回専門員派遣事業を平成27年10月から開始しています。保育所や幼稚園に通う発達障がいなどが疑われる子どもやその保護者などの相談に応じ、職員等に対して、適切な助言・指導を行うなどの支援体制を整備しました。今後も、官民で連携し、足柄上地域及び本町の療育体制を整備していきます。

就労に向けた支援について、就労移行支援事業所及び県西圏域の障害者就業・生活支援センター（ぼけっと）と連携し、推進してきました。本町では、町内の就労継続支援B型事業所が一般就労への取組みを関係機関と連携し、熱心に行っており、一般就労への移行も実績があります。今後も本計画期間中の目標値を達成できるよう取組みを継続していきます。



(2) 安心して生活できる地域づくり

「障がいへの理解促進」「社会参加の促進」「支え合いの環境整備」「地域防災・安全対策の推進」の4つの基本施策を位置づけ、個別施策を展開してきました。

障がいへの理解促進について、広報かいせいで障がいに関する特集記事を掲載し、また障がい者週間に合わせた周知記事を掲載しました。足柄上地域1市5町で委託している地域活動支援センターで、地域の障がい福祉サービス事業所と連携し、毎年「ちいき・ふくし博」を開催し、普及啓発に努めています。

前回計画策定時には法制化されていなかった障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）への対応については、役場職員向けの対応マニュアルを作成し、平成28年度及び平成29年度に職員研修も実施しています。障害者差別解消支援地域協議会については、足柄上地域1市5町で共同設置することを検討し、足柄上地域自立支援協議会が兼務する体制をとっています。

支え合いの環境整備について、お知らせ版の点字訳ボランティアが確保できず、視覚障がい等をお持ちの方など向けのお知らせ版発行が2年ほど中断していました。平成29年度に音声訳を作成するボランティア養成講座を町と社協の共催で開催し、お知らせ版の音声版作成を平成30年1月から開始しました。

地域防災・安全対策について、東日本大震災を受け、改正災害対策基本法が平成26年4月に施行し、避難行動要支援者制度ができました。本町では、平成18年度から災害時要援護者登録制度を運用しており、国の制度に合致するよう徐々に制度を改正し、平成28年度に完了しました。平成28年度からは、町防災訓練にてモデル地域を選定し、実際に災害時要援護者登録した方を対象に搬送訓練を行っており、実効性のある制度とするための取組みを強化しています。

今後、障害者差別解消法への対応として、一般住民や企業、団体への合理的配慮等の周知が必要であり、本計画に位置づけ、取組みを推進していきます。



（３）円滑な相談対応と質の高い情報提供

「質の高い情報提供」「総合的な相談体制の充実」の２つの基本施策を位置づけ、個別施策を展開してきました。

総合的な相談体制の充実について、平成18年度から長期にわたり自立サポートセンタースマイルが委託相談支援事業所を担ってきましたが、平成29年４月より、相談支援センターりあんに変更となりました。地域活動支援センターについては、平成29年４月から11月までいったん休止となっていました。平成29年12月から社会福祉法人風祭の森に委託し、再開しています。

本町が運営にかかわる自立支援協議会は、県西圏域２市８町を圏域とする県西圏域自立支援協議会と足柄上地域１市５町を圏域とする足柄上地域自立支援協議会の２つがあります。

足柄上地域自立支援協議会においては、平成27年度から新たに５部会（就労支援部会、相談支援部会、児童発達支援部会、権利擁護部会、地域生活支援部会）を立ち上げ、足柄上郡５町がそれぞれ事務局を担っています。部会運営を開始したことにより、足柄上地域自立支援協議会が活性化しており、相談体制の基盤整備を広域連携行政にて進めることができます。

今後も、広域連携行政を推進し、町単独では困難なことへも対応が可能となるよう、取り組みを進めます。

（４）ニーズに対応した障がい福祉サービスの提供【障がい福祉計画】

障がい福祉計画にあたり、「訪問系サービスの充実」「日中活動系サービスの充実」「居住系サービスの充実」「その他の障害福祉サービス」「地域生活支援事業の推進」「地域移行の推進」の６つの基本方針を位置づけ、各サービスの利用見込を推計しました。

第３期障がい福祉計画期間（平成24～26年度）の推計値に対する実績値は、訪問系サービス、日中活動系サービスのうち、生活介護、就労継続支援Ｂ型、短期入所、居住系サービスのうち共同生活援助（グループホーム）が推計値を実績値が上回っていたため、第４期障がい福祉計画において、各サービスの推計値を上方修正する見直しを行いました。その結果、第４期障がい福祉計画期間（平成27～29年度）中に町内に事業所が増えた生活介護、放課後等デイサービス等は推計値を上回っていますが、その他の多くのサービスで推計値を下回っています。特に平成27年10月から療育巡回相談支援事業を始めたことにより、保育所等訪問支援の実績がなくなっています。保育所等訪問支援と比較し、療育巡回相談支援事業は、対象者も幅広く、利用しやすい制度となっているためと推測できます。療育巡回相談支援事業の実績は、平成27年度３件、平成28年度９件となります。

地域生活支援事業については、国の地域生活支援事業実施要綱が改正されるため、第４期障がい福祉計画にも位置付けられていない事業もあります。しかしながら、手話奉仕員養成研修については、平成29年度に足柄上地域１市５町の広域連携行政で実施しています。意思疎通支援事業に関しても、将来的に広域連携行政で実施ができるよう、調整を進めており、

平成29年度から本町だけでなく、中井町、山北町、松田町の4町が南足柄市に合わせ、手話通訳者等の登録制度を開始しました。

今後は、福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点の整備、福祉施設から一般就労への移行等、本障がい福祉計画に目標値を設定する項目について、取組みを行っていく必要があります。精神科医療機関（特に入院病床のある医療機関）や障害福祉サービス事業所などの社会資源や予算措置、事業実施のための検討、推進体制などについて、広域的に基盤整備を図る必要のある事業が多く、広域連携行政にて対応していく必要があります。

（５）効果的なサービスを提供する推進体制の構築

「効果的な計画の推進」「各種関係機関との連携体制の構築」の2つの基本施策を位置づけ、個別施策を展開してきました。

第4期障がい福祉計画に計画の進捗管理について「定期的に計画について各施策の実行状況を確認します。」「また、必要に応じて、各施策の効果について、評価を行い、地域自立支援協議会等に情報提供を行いながら、意見を聴取するなど着実な進行管理に努めます。」と記載がありましたが、障がい福祉計画策定に際し、立ち上げた「開成町障がい福祉計画等策定委員会」は、計画の策定のみの役割となっており、進行管理を主体的に行う組織が不明確な状況でした。

したがって、本計画を策定するにあたり、新たに「障がい福祉推進協議会」を立ち上げ、計画の策定から、進捗管理までを一元的に実施する組織を立ち上げました。

今後は、年1回程度障がい福祉推進協議会を開催し、本計画の進捗管理を行っていきます。



第3節 課題のまとめ

アンケート調査の結果や、国における制度改革や社会経済情勢の動向、また、本町における障がいのある方を取り巻く現状などを踏まえ、今後の障がい者福祉施策の推進にあたって次の項目に取り組むことが求められます。

○障がいのある方への差別の禁止と合理的配慮の提供への課題

地域で暮らす障がいのある方とない方との互いの心の隔たりを埋めるため、正しい理解を深め、障がいのある方を地域で支え合う意識づくりが重要となります。

障がいに対する差別や偏見について、アンケート調査結果をみると、36.4%の方が「普段の暮らしの中において差別や偏見がある」としており、障がいのある方に対する差別や偏見は、依然として存在していることがうかがえます。

行政職員の対応マニュアルや職員研修については、差別解消法施行後、各市町村単独で行っていますが、民間事業所や法人、各種団体等に対しての普及啓発等が進んでいない状況があります。

障害者差別解消法は、正当な理由がないのにもかかわらず、障がいを理由としてサービスの提供などを拒否したり、制限する不当な差別的取扱いを禁止しており、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思表示があったにもかかわらず、社会的障壁を取り除く合理的な配慮をしないことを合理的配慮の不提供といい、合理的配慮の提供を国や地方公共団体等には法的義務とし、民間事業所には努力義務としています。

今後も差別や偏見の解消に向けて啓発活動等の取組みを積極的に推進していくことが行政に求められます。

○相談や情報提供に関する課題

障がいのある方やその家族の様々な不安や悩み等の相談に応じ、福祉サービスの情報提供や利用の援助、サービス提供機関の紹介等必要な支援を提供することが必要です。障がい者施策をすすめる上で、今後、町が特に力を入れるべきことについて、アンケート結果によると、「気軽になんでも相談できるような体制を充実させる」が38.6%と最も高くなっており、地域で安心して豊かな生活を送ることができるよう、相談体制の整備を強化していくことが求められます。

また、障害者手帳交付者の多くが65歳以上の高齢者という現状から、介護保険制度との密接な連携体制構築を進めていく必要もあり、介護保険制度の中核機関である地域包括支援センターと障害福祉制度の相談支援事業所（基幹型相談支援事業所含む）との連携も図る必要があります。しかし、足柄上地域1市5町の現状として、地域包括支援センターは、各市町単独（委託や直営など方法は異なる）で整備していますが、障害福祉制度の相談支援事業所

は足柄上地域1市5町で民間事業所1ヶ所に委託している状況です。また、基幹型相談支援事業所に関しては、松田町が直営で運営していますが、その他の1市4町は基幹型相談支援事業所がない状況です。今後、障害福祉制度を改めて整理し、介護保険制度との連携を密にとっていくための取組みを行う必要があります。

○地域における自立生活を支えるための仕組みづくりへの課題

今後暮らしてみたいと思う生活の場について、アンケート調査結果をみると、22.9%の方が「家族と一緒に自宅で暮らしたい」としており、これまで入所・入院を続けてきた人が地域へその生活の場を移そうとする場合など、障がいのある方が自ら住みたい場所で、当たり前前の生活を送ることのできる仕組みを整えることが求められています。

在宅生活の基盤整備には、相談支援機能の強化、在宅福祉サービスの充実、大規模災害発生時の対応などさまざまな分野で総合的に取組む必要があります。また、本町だけでなく、各圏域の取組みも必要となっています。

○ライフステージに沿った一貫した施策の展開

障がいのある方が住み慣れた地域で、自立し、自分らしい生活を送るため、乳幼児期から高齢期に至るまでの各ライフステージに応じた一貫した支援体制を整備することが求められています。特に障がいのある方の約7割が高齢者である町の現状を踏まえ、介護保険制度と障がい福祉制度の連携強化を図る必要があります。

支援体制を整備するにあたり、個々のライフステージに応じた課題を含む多様な生活ニーズが発生します。これらの多様な幅広いニーズに対応するために、保健・医療・福祉などの関係機関が連携して課題の解決を図り、利用者が望む生活の実現を支援していくことが必要です。

また、働くことを通じて経済的な自立や生きがいづくりにつなげるとともに、障がいのある方もない方も一人ひとりが持つ能力を発揮することができるよう、働く場や活動の場の充実を図ることが必要です。加えて、就労支援に必要なこととして、アンケート調査結果をみると、「企業等における障がい者雇用への理解」、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が高くなっていることから、職場における、障がいや障がいのある方に対する理解の促進を図ることが求められます。

そのためには、医療と介護の連携を図り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる支援体制が必要です。



○安心して生活できる環境づくりへの課題

あらゆる人々が生活や移動に不自由を感じることなく、また身の危険を感じることなく暮らせる環境づくりが求められています。

災害発生時に一人で避難できるかについて、アンケート調査結果をみると、「避難できると思うが自信がない」、「避難できない」が合わせて60.4%となっています。

また、災害発生時に不安に思うことについては、「薬などの物品や医療的ケアが確保できるか不安」や「避難所の設備が病気や障がいに対応しているか不安」が高くなっており、災害時の障がいのある方への支援体制の強化などが必要です。



第3章 基本理念と基本目標

第1節 基本理念と基本目標

1. 基本理念

本計画においては、障がいのある方もない方も、それぞれの持てる力を発揮し、よりよい地域社会づくりに向けて相互に協力することができるよう、「みんなで支え合い、安心して暮らせる地域づくりをめざして」を基本理念とし、住み慣れた地域でより豊かな生活が送れるような社会の実現を図ります。

【基本理念】

みんなで支え合い、安心して暮らせる地域づくりをめざして



2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、「生活環境の整備」、「相談支援体制の充実」、「サービス提供体制の充実」、「災害時要援護者支援施策の充実」の4つの基本目標を定めました。

【基本目標】

基本目標1．生活環境の整備

障がいのある方が、生活の中で少しでも多く快適な時間を過ごせるよう、できる限り健康な状態を維持するための支援を行います。また、生活をする環境、学ぶ環境、働く環境などにおいて、幅広く地域の中で選択することができるように、自分らしく暮らせる社会の実現を目指します。

基本目標2．相談支援体制の充実

障がいによる不安を抱くことなく生活できるよう、障がいのある方やその家族が身近な地域で気軽に相談できる、幅広い相談支援体制の充実を目指します。

基本目標3．サービス提供体制の充実

地域、行政、事業者、関係団体、近隣の市町などの関係機関が互いに連携をする体制を構築することで、より質の高い障がい福祉サービスの提供を目指します。

基本目標4．災害時要援護者支援施策の充実

防災・防火意識の高揚と地域防災体制の強化を図るとともに、災害時に障がい者を含めた要援護者への救助・避難体制の確立や必要物資の確保に向けた取組みを推進していきます。

災害時要援護者登録制度や民間事業所との災害時協定を活用し、登録している障がいのある方も参加できるような防災訓練をモデル地区設定し、実施しています。今後もこの取組を進めていきます。



第2節 重点施策

重点施策1 障がいへの理解促進・差別解消

本計画では、基本目標としている生活環境の整備を進めていくうえでの重点施策として、障がいへの理解促進・差別解消を掲げます。障がいのある方が地域生活をおくるためにも重要な施策として位置づけます。具体的には、広報や講演会、各種イベントなどで積極的に普及啓発活動を展開していきます。また、各種ボランティア講座などで、障害者差別解消法に関する講義を設けるなど、さまざまな機会を通じて、住民へのアプローチを行います。

合理的配慮は、行政活動のほか、教育、医療、公共交通など幅広い分野が対象となり、さまざまな配慮が求められます。そこで、行政機関などは率先して取り組むよう法的義務が課されており、民間事業者などは努力義務として、各分野の対応方針による自主的な取り組みが促されています。

障害者差別解消支援地域協議会の設置や障がい者を雇用する事業所などへの普及活動など、広域的な取り組みも推進していきます。

重点施策2 広域連携行政の推進

障がい福祉に関して、本町の広域連携行政の基本となる圏域が、県西圏域2市8町（小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町）や足柄上地域1市5町（南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町）、足柄上郡5町（中井町・大井町・松田町・山北町・開成町）など、複数存在しています。町単独では、整備が困難なサービスや体制においても、広域的に取り組むことによって整備することができています。

地域生活支援事業の市町村必須事業など、市町村サービスの提供体制を充実させていくためには、必要不可欠な取り組みであり、今後も広域連携行政を推進していきます。

重点施策3 地域自立支援協議会の充実

自立支援協議会とは、障害者総合支援法に規定される障がい者等への支援体制を整備することを目的とした協議会です。本町が参画している自立支援協議会は、足柄上地域自立支援協議会と県西圏域自立支援協議会の2つがあります。

足柄上地域自立支援協議会は、5つの専門部会（就労支援部会・計画相談支援部会・児童発達支援部会・権利擁護部会・地域生活支援部会）を平成27年度に立ち上げ、足柄上郡5町

がそれぞれの部会の事務局として、さまざまな活動を行っています。この取組みを継続・拡充し、足柄上地域の障がい福祉施策の充実を図ります。

また、障害者差別解消法に規定される障害者差別解消支援地域協議会などの他法に規定のある市町村が設置することのできる協議会を兼ね、機能の充実及び事務の省略化を図ります。

神奈川県が設定している障害福祉圏域の自立支援協議会は、県西圏域自立支援協議会です。県西圏域自立支援協議会と足柄上自立支援協議会との連携を強化していきます。

重点施策 4 支援・連携体制の確立

乳幼児期から高齢期に至るまでの各ライフステージに応じた一貫した支援体制を整備していきます。

就学前、就学期、成人への移行をスムーズに行えるよう「まい♡らいふブック」の活用を推進するとともに、相談支援体制を強化していきます。

また、身体障害者手帳交付者の約7割が65歳以上の高齢者であり、多くの方が介護保険サービスを利用しているため、介護保険制度の核となる地域包括支援センターとの連携も強化していく必要があります。多くの場合、障害福祉サービス事業所は介護保険制度の理解が、介護保険事業所は障害福祉サービスの理解が乏しい状況にあり、障害福祉サービスから介護保険に移行される方や両制度を併用している方の生活支援について、一貫した支援体制を構築する必要があります。



第3節 施策の展開

【基本理念】

みんなで支え合い、安心して暮らせる地域づくりをめざして

基本目標

1. 生活環境の整備
2. 相談支援体制の充実
3. サービス提供体制の充実
4. 災害時要援護者支援施策の充実

重点施策

1. 障がいへの理解促進・差別解消
2. 広域連携行政の推進
3. 地域自立支援協議会の充実
4. 支援・連携体制の確立

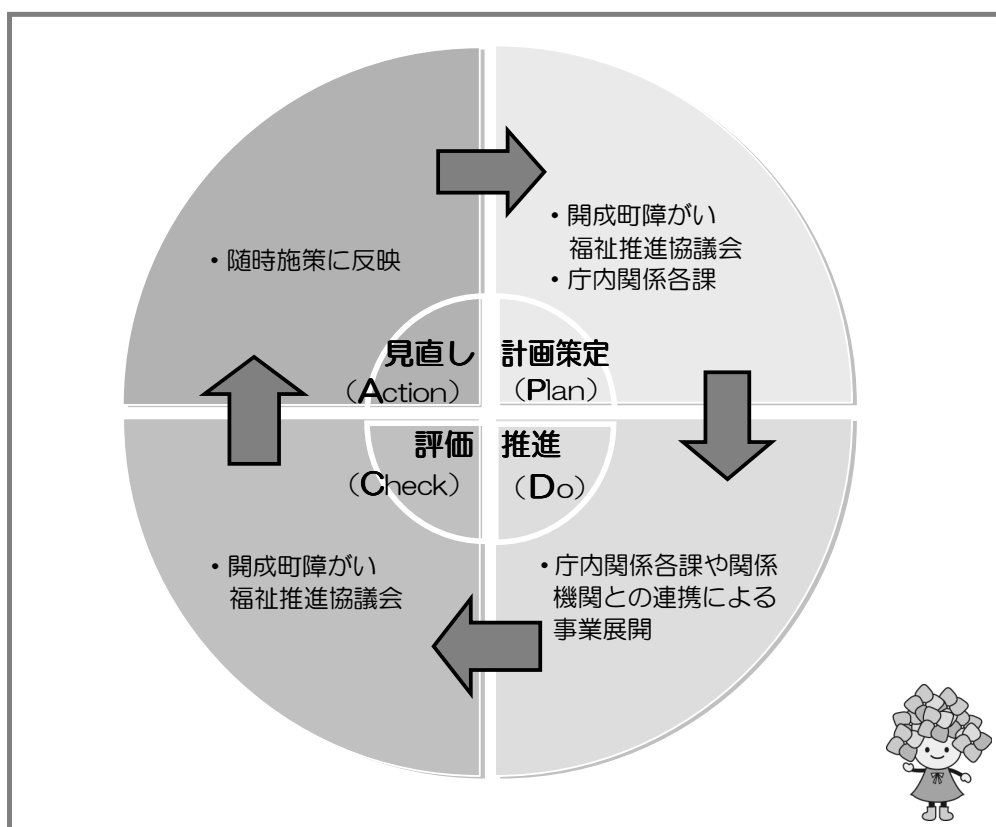
具体的施策

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 広報かいせい・お知らせ版での周知 | (15) 療育体制の整備 |
| (2) 普及啓発活動の推進 | (16) 障がい者医療 |
| (3) 差別の解消 | (17) 歯科診療 |
| (4) 障がい者関係団体への支援 | (18) リハビリテーション体制の充実 |
| (5) 活動環境の整備 | (19) 虐待防止 |
| (6) 活動の場の確保 | (20) ピアサポーターの育成・活用 |
| (7) バリアフリー化 | (21) 障がい者雇用の推進 |
| (8) 交通手段の確保 | (22) 一般就労へ向けた支援 |
| (9) ボランティア活動の促進 | (23) 福祉施設の整備 |
| (10) 福祉教育の充実 | (24) 権利擁護（意思決定支援） |
| (11) 教育現場での取組み | (25) 緊急時における支援体制の充実 |
| (12) 療育・就学相談 | (26) 災害時要援護者支援施策 |
| (13) 障がいや疾病の発生予防 | (27) 防災体制の確立 |
| (14) 早期発見 | |

第4節 施策の推進体制

1. 計画の達成状況の点検及び評価

各施策の実施状況等について、毎年1回程度開成町障がい福祉推進協議会を開催し、計画の進捗管理を行っていきます。また、社会情勢や制度改正等の変化に応じて、計画期間の途中でも必要があれば取組みの内容について、柔軟に検討していきます。



2. 住民・事業者・地域等との協働の推進

障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO等、さまざまな団体との協働体制の強化に取り組む、障がいのある方にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

3. きめ細やかな相談・支援体制の実施

障がいのある方への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、個々の障がい特性に沿ったきめ細やかな相談と、安全安心の支援体制等の充実を図っていきます。

第4章 障がい児者施策の展開【第2期障がい者計画】

第1節 具体的施策の推進

(1) 広報かいせい・お知らせ版での周知

毎月1日に発行している広報かいせい、毎月2回発行しているお知らせ版により、関係機関や団体が主催するイベント情報などについて、積極的に情報を提供しています。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
お知らせ版の音声訳版の発行	お知らせ版の発行に合わせ、音声訳版を作成します。 また、音声データを町ホームページ等で聞けるようにしていきます。	・福祉課 ・企画政策課
障害者週間における広報紙への関連記事掲載	12月の障害者週間にあわせ、広報かいせい12月号への関連記事の掲載を基本とし、取組みを継続します。	・福祉課

(2) 普及啓発活動の推進

障がいのある方が日常生活や社会生活を送るうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会や啓発活動が求められます。

福祉教育については、小中学校等での福祉教育の推進に取り組んでいますが、より効果的な取組みにしていくためには、幼少期からの福祉教育を一層推進する必要があります。

アンケート結果をみると、保育所や幼稚園等へ専門的な知識を有する職員の配置が求められています。

町の広報紙やホームページなどを通じて、障がいに対する啓発活動を進めていきます。また、定期的にイベントなどを開催することで、障がいのある方と触れ合う環境を整備し、障がいへの理解の促進を図ります。

障がいに対する偏見を取り除くため、心の教育と福祉意識の醸成に努めます。特に青少年層のやさしさや思いやりを育むため、今後も幼稚園や学校等における福祉活動の充実に努めます。また、専門的な知識や経験を有する職員を育成し、障がい児教育をより一層充実していきます。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
地域活動支援センターによる普及啓発事業	普及啓発事業を含む地域活動支援センター事業について、足柄上郡1市5町で社会福祉法人風祭の森へ共同委託しています。その中で、当該地域における障がいのある方がどのような活動をしているかについて地域住民の理解をえるための普及啓発事業を展開します。 地域活動支援センターを自立サポートセンタースマイルに委託していた平成28年度までと同様に「ちいき・ふくし博」を毎年開催していきます。	・福祉課
県西地区障害者文化事業	県西地区の障がいのある方の文化・芸術的作品を展示し、地域住民の理解と障がいのある方に対する認識を深め、障がいのある方の社会参加を図る文化事業の運営を支援します。	・福祉課
情報提供の充実	町のホームページの内容充実を図り、福祉情報の積極的提供に努めます。	・福祉課
こころといのちのサポート事業	メンタルヘルスの問題や自分や家族、周囲の人メンタルヘルスの不調に気づき、ストレス対処法などを学ぶための普及啓発に努めます。またアルコール依存やうつ病などの対応の普及啓発にも努めます。	・福祉課 ・保険健康課
精神保健福祉セミナー	地域住民、家族、当事者、支援者が精神疾患、精神障害者について理解を深めるためセミナーを開催します。精神障害者の社会復帰、地域生活の支援、協力の促進に努めます。	・県保健福祉事務所 ・福祉課



(3)差別の解消

アンケートの結果では、普段の暮らしの中で、障がいのある方への差別や偏見があると感じるかについて「ある」、「あると感じている」と答えた方が約36%と、障がいのある方への差別や偏見は依然として存在しており、引き続き差別の解消が課題です。そのため、障害者差別解消法等に基づき、障がいのある方もない方も、ともに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のために、差別の解消や合理的配慮の考え方の啓発活動を行います。

また、今回のアンケートにおいて、「特に感じることはない」と回答している方が38.2%となっています。第3期障がい者計画策定時のアンケートにおいて、今回の数値を超えるよう取組みを推進していきます。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
障害者差別解消地域支援協議会	足柄上地域自立支援協議会内に障害者差別解消法に位置づけされる障害者差別解消地域支援協議会を設置しています。障害者への差別の解消を目的として、地域課題の検討や議論を行います。	・福祉課
町職員研修	年1回程度、町職員を対象とした障害者差別解消に関する研修を行います。	・総務課

(4)障がい者関係団体への支援

障がいのある方を地域で支えるためには、障がい者団体の果たす役割が大きいため、引き続き各種障がい者団体の育成・強化を図っていく必要があります。

積極的に地域で活動している障がいのある方やその家族が居る反面、社会参加できずに、地域の社会資源や支援サービスに適切に結びつかない障がいのある方や家族がいることも事実です。

そのため、障がい者関係団体に対し適切な支援を進めます。地域福祉の拡充を図れるように、活動を展開できる体制づくりを支援します。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
障がい者団体への育成・支援	当事者団体の組織強化と自主的な活動の充実へ向けた育成・支援体制を強化します。	・福祉課 ・町社会福祉協議会

(5)活動環境の整備

障がいのある方でも活動しやすい環境を町の地域福祉の拠点となる町福祉会館を中心に整備します。

(6)活動の場の確保

障がいのある方にイベントや行事の参加を促すには、安全に活動できる環境の提供が必要です。障がい者団体などが実施する各種活動や町が主催するイベントなどにおいて、スポーツ施設や文化施設を活用する際には、バリアフリーの設備が整備された施設で活動することが望まれています。

障がいのある方が安心して活動できるよう、公共施設や学校などバリアフリーの設備が整った施設をできる限り開放します。また、活動しやすい環境を整備することで、社会参加を促進します。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
県障害者スポーツ大会等への選手参加の支援	神奈川県身体障害者スポーツ大会等へ選手を派遣し、送迎等の支援をします。	・福祉課
プール開放事業	障がいのある方へのプール一般開放（貸切、期間中の4日程度まで（午前中））を行います。ただし、開放開始の2ヶ月前までの申し出が必要です。	・自治活動応援課
かいせい文化祭開催事業	かいせい文化祭への参加を呼びかけ、文化活動発表の支援を行います。	・自治活動応援課
県西地区みんなのつどいへの運営の支援	県西地区の施設利用者及び在宅の障がいのある方等が相互の親睦を図る「県西地区みんなのつどい」の運営を支援します。	・福祉課

(7)バリアフリー化

さまざまな場面においてバリアフリー化が推進されており、近年では、年齢、身体の状態、性別などに関係なく、誰にとってもやさしいまちづくりを目指す「ユニバーサルデザイン」の考え方が浸透しています。



アンケート結果によると、身の回りで、整備または援助を必要とするものについて、「道路の段差解消、歩道整備」、「住宅・建築物のバリアフリー化」の割合が高く、普段の生活環境におけるバリアフリー化の推進が求められています。

障がいのある方を含めたすべての人が快適な生活を送れるよう、すべてに優しいまちづくりを進めるために、引き続きバリアフリーの推進に努めます。また、障がいの特性に配慮した、ユニバーサルデザインの視点から住環境施設の整備・改善に努め、生活圏の拡大に努めます。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
公共施設整備事業	神奈川県福祉の街づくり条例に基づく「福祉のまちづくり整備ガイドブック」により、建築物、道路、公園などの公共施設の整備に努めます。	・街づくり推進課

(8)交通手段の確保

アンケート結果によると、普段の生活の中で障がいのある方への理解が足りないと感じるものについて、「交通機関や建物が障がい者の利用に配慮されていないこと」が最も高くなっていることから、障がいのある方にとって使いやすい交通機関の確保が求められます。

障がいのある方や高齢者にとって、道路や公共交通機関等が安全で利用しやすいものとなるよう施設等の整備・改善を推進します。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
町内巡回バス	平成27年度から町の拠点と地域の拠点をつなぐように試行運行していた町内巡回バスが平成29年度より本格運行を開始しました。平成29年度からの本格運行に伴い、バス車両2台中1台は、車いすのまま乗車できる車両を配備しました。	・福祉課
移送サービス事業	町社会福祉協議会独自の福祉有償運送制度であり、歩行困難な高齢者や障がいのある方に対し、通院や入退所等、日常生活上の移動手段を提供します。	・町社会福祉協議会



(9) ボランティア活動の促進

近年、核家族化や高齢化により、障がいのある方が地域で安心して暮らしていくためには、地域での支え合いが重要となるため、地域における支え合いの支援を行うための人材が求められます。

ボランティアに興味のある方が気軽にボランティア活動に参加できるよう、町社会福祉協議会と連携し、ボランティア情報の共有とニーズ調整、活動の場の提供などの支援を図ることが重要です。

町社会福祉協議会や学校等と連携し、学生へ向けたボランティア体験や研修会の充実を図り、若年層のボランティアの育成に努めます。また、ボランティアと支援を必要とする人を結びつけるコーディネート機能の充実や、シニア世代への地域活動への呼びかけを行います。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
各種ボランティア講座	平成29年度は、お知らせ版音声訳版の作成にかかるボランティア講座を町と町社会福祉協議会の共催で実施しました。 今後も、町社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動を始めるにあたっての必要な基礎知識・ノウハウを習得するための入門講座や技術ボランティア講座を開催します。	・町社会福祉協議会 ・福祉課

(10) 福祉教育の充実

幼稚園や学校における福祉教育の実施に加え、町や教育委員会、町社会福祉協議会により、福祉図書・ビデオコーナーの設置やイベント・研修会などの開催を通じて学習機会の提供を行ってきました。

平成27年度から町社会福祉協議会が実施している小学生ふくしー日教室と親子ふくし教室を統合するなど事業の見直しも実施しています。今後は、すべての住民に福祉について学んでもらうことをめざして、地域福祉に関心の薄い住民や転居してきたばかりの若い世代に対しても働きかけを行っていくことが重要です。

乳幼児期から小中学生、高校生、成人、高齢者まで、誰もが人権尊重と福祉について気軽に学ぶことができるように、身近な場所での学習機会の提供をさらに進めていきます。また、できるだけ多くの人に学んでもらうことができるように、学習への参加を促すための工夫をしていきます。

一般町民向けの事業として、認知症高齢者徘徊搜索模擬訓練や自殺対策推進事業等を実施し、町社会福祉協議会と町で対象層や実施事業などの役割分担を明確にし、自治会等の団体等とも連携を密にとり、福祉の学習環境の整備をすすめていきます。

(11)教育現場での取組み

学校のバリアフリー化の推進や学習環境の整備など、障がいのある児童生徒にとって安全で使いやすい教育施設の整備や改善が重要です。

アンケート結果によると、学校等での生活について望むことについて、保育士や教師が障がいへの理解を深め、子どもの能力や障がいに応じた指導をすることが最も多くあげられています。

障がいのある子どもが必要とする教育内容を把握し、その内容に沿った包括的な教育を行います。また、学習環境の整備については、引き続きバリアフリーの推進に努めます。教職員が障がいに対する正しい知識を持ち、理解を深めることを通じて、個々の教育的ニーズに応じた指導方法や指導内容、教材等の工夫を図ることができるよう、教職員に対する研修を実施するとともに、学校全体での指導体制の確立に努めます。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
特別支援教育の充実	特別支援学級に生活支援者を配置し、個別対応や個に応じた指導を行っています。また、「ことばの教室」の通級指導では、担当教諭のもと指導の成果をあげています。通常学級における、軽度発達障がいの子どものための支援においても、教育相談コーディネーターを中心とした、ケース会議の開催、教職員の研修などを通して、学校全体の共通理解のもと取り組みます。	・教育総務課

(12)療育・就学相談

障がい児者や保護者などからの相談に応じるための相談支援事業を行い、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行っています。

アンケート結果では、子どもの療育支援への対応として、特に必要と思う社会資源について「子どもの成長・発達について、継続して相談できる専門的な相談機関」が、また障がい者施策をすすめる上で、今後、町が特に力を入れるべきことについて「気軽になんでも相談

できるような体制を充実させる」が最も多く、相談支援をより充実させていくことが求められます。

発達や成長、就学等に心配のある子どもについて、保護者への相談支援や関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
就学相談	就学するにあたり、特別な支援が必要となる児童の処遇について、保護者と相談を行っています。 特別支援学級への入級など、学校生活を送る上での支援内容等を検討します。	・教育総務課
巡回リハビリテーション事業	大井町保健福祉センターと南足柄市りんどう会館を会場に県が実施している事業です。発達の遅れ等が気になる児童に対し、医師や臨床心理士などが助言等を行います。	・保険健康課
乳幼児健康相談	0歳～就学前までの乳幼児を対象に、年12回、乳幼児の心身の健康について、相談を受け育児不安に対処するとともに、適切な助言・指導を実施しており、今後も相談の充実に努めます。	・保険健康課
相談支援事業	町内の相談窓口の充実に努めるほか、一般的な福祉サービスの利用援助から、専門的な相談支援等を要する困難ケースへの対応について足柄上地域1市5町で相談支援センターりあんに委託しています。	・福祉課
足柄上地域自立支援協議会 相談支援部会	平成27年度に足柄上地域自立支援協議会に5つの専門部会を設置しました。そのうちの1つが相談支援部会（事務局は大井町）となります。 平成29年度まで、足柄上地域の相談支援に関する課題整理やあり方等を検討しています。	・福祉課



(13)障がいや疾病の発生予防

近年、全国的に顕著となっている糖尿病・脳出血・心臓病等の生活習慣病による中途障がいの発生は、予防や早期発見、早期治療が可能であることから、総合的な生活習慣病予防対策を推進していくことが重要視されています。

また、精神疾患の人はうつ病や認知症、アルコール依存症を中心に増加しており、その予防や早期対応が重要であるため、今後も啓発を続ける必要があります。

障がいの発生予防や重症化防止のために、健康づくりへの意識づけを行います。また、障がいの状況に対応した医療体制を充実します。

(14)早期発見

障がいのある子どもについて、障がいを軽減したり基本的な生活能力を身につけるためには、障がいの早期発見・早期支援が重要です。

日頃から検診の受診や健康相談の利用、健康手帳の活用を図るための啓発を行い、障がいの早期発見に努めます。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
乳幼児保健事業	乳幼児健康診査、その他各種健診等により、障がいの早期発見に努めるとともに、医療や経過観察が必要とされた方への事後指導の充実に努めます。	・保険健康課

(15)療育体制の整備

適切な療育を行うためには、医療、福祉などとの連携が必要です。町では医師、臨床心理士、保健師、看護師などの専門職種が子どもの成長発達を観察することなどにより、保護者が相談できる環境を整備し、発達障がい等の早期発見に努めています。

アンケート結果によると、子どもの療育支援への対応として特に必要と思う社会資源として、保育所や幼稚園等と専門的な療育機関との併用ができる柔軟な体制づくりへのニーズが高くなっています。

障がいのある子どもにとって適切なサービスを組み合わせて利用することができるよう、障がい児支援利用計画の作成や管理に対する支援を行うとともに、町内の相談支援事業所の拡充に努めるほか、障がい児に関する総合的な相談窓口の設置について検討します。

障がいのある子どもへの医療的ケアへの体制については、保健、福祉、保育、教育等が連携し、早期発見から早期対応に至る療育体制の充実に努めます。

この施策については、第6章で詳細を記載しています。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
足柄上地域自立支援協議会 児童発達支援部会	平成27年度に足柄上地域自立支援協議会に5つの専門部会を設置しました。そのうちの1つが児童発達支援部会（事務局は松田町）となります。 平成29年度まで、足柄上地域の児童発達に関する課題整理やあり方を検討しています。	・福祉課

(16)障がい者医療

障がいのある方や難病の方が地域で安心して暮らしていくためには、必要な医療やリハビリテーションを受けられ、気軽に医療に関する相談ができる体制などを充実することが必要です。

医師会や歯科医師会等との連携を図りつつ、障がい者に対する身近な医療体制・歯科医療体制の充実に努め、障がい者がライフステージを通じて必要な医療を受けられるよう給付を行います。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
重度障害者医療費助成事業	障害者手帳交付者のうち、重度の障害等級に該当する方の保険適応の医療費を助成します。	・福祉課
自立支援医療（育成医療）	身体に障がいのある18歳未満の児童で、原則手術入院及び術後通院にかかる医療費を助成します。	・福祉課
自立支援医療（更生医療）	身体に障がいのある18歳以上の者で、身体の障がいの軽減または除去するための医療費を助成します。 対象となる医療は、身体障害者手帳に記載のある障がいに設定されます。	・福祉課



施策・事業名	事業内容	担当課
自立支援医療（精神通院）	精神疾患で、通院による精神科医療を続ける必要のある病状の方に通院のための医療費を軽減します。 他の自立支援医療と異なり、県が給付を行います。	・福祉課

（17）歯科診療

障がいの特性によっては、一般の医療機関への受診が困難なことや、医療機関での治療の際の意思疎通が難しいため、適正な治療を受けることができないことが課題となっています。

歯科医師会との連携を図りつつ、県西圏域（2市8町）で整備している障害者歯科2次診療所に対する周知を強化し、障がい者に対する身近な歯科医療体制の充実に努め、障がい者がライフステージを通じて必要な歯科診療を受けられるよう体制整備を行います。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
県西地域歯科二次診療所運営支援	障がいのある方の健康の保持と増進を図るため、小田原歯科二次診療所において、歯科二次診療事業を実施します。	・福祉課
障害者歯科検診事業	足柄歯科医師会により、障がいのある方の歯科検診を実施します。	・福祉課

（18）リハビリテーション体制の充実

障がいのある方や難病の方が地域で安心して暮らしていくためには、必要な医療やリハビリテーションを受けられ、気軽に医療に関する相談ができる体制などを充実することが必要です。

（19）虐待防止

「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者に対する虐待の防止と虐待があった場合の早期発見と迅速・適切な対応に積極的に取り組む必要があります。

関係機関との連携を図りながら、虐待防止に向けた相談体制の充実を図ります。



関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
開成町高齢者及び障害者等虐待防止ネットワーク協議会	障害者虐待防止法の施行に合わせ平成24年度に立ち上げた協議会です。 主に虐待にかかる関係機関のネットワーク化を目的とした協議会ですが、発生防止の取組みも強化しています。 平成25年度からは、高齢者虐待防止専門部会と障害者虐待防止専門部会の2部会を設置し、協議会の運営を行っています。	・福祉課

(20)ピアサポーターの育成・活用

ピアサポーターとは、同じ症状や悩みを持った、同じような立場にある方が体験を共有し、共に語り合い、回復を目指す取組みである「ピアサポート」を支援する方のことです。障がいのある方が当事者同士で自発的に支えあう環境づくりを行うために、ピアサポーターの育成が求められます。

障がいのある方への相談支援や、障がいのある方の知識や経験の活用、当事者同士の交流に向けて、ピアサポーターの育成・活用を推進していきます。

(21)障がい者雇用の推進

就労意欲のある障がいのある方が就労の場を確保できていない現状を踏まえ、多様な就労機会の確保と就労定着のための支援の充実が求められます。

アンケート結果では、障がいのある方が働く上で必要な条件について「障がいにあった作業内容である」、「障がいにあった勤務条件である」、「障がいに対する周囲の理解がある」と回答した割合が高く、職場における障がい者への理解を深めることが求められます。障がいのある方の働きたいという希望に応え、一人ひとりの能力や個性に合わせた就労支援を行うため、「障がい者就業・生活支援センター」の運営支援を行い、障がい者雇用の促進に努めます。

また、事業者だけでなく従業員等に対しても、差別の解消や合理的配慮等に関する理解を深めるための啓発・研修等に取り組み、障がいのある方に配慮した職場環境の整備を行います。さらに、障害者雇用促進法の改正等を踏まえた職場における合理的配慮の提供や法定雇用率について、事業者への理解の促進に努めます。

平成27年度より、足柄上地域自立支援協議会に就労支援部会が立ち上がり、足柄上地区の障がい者の雇用や工賃などの課題を検討しているほか、養護学校を卒業し、就労経験のない

障がい者が就労支援移行支援の利用を経ず、就労継続支援B型を利用するための足柄上地区での統一した手続きや対応方法などの協議をおこなっています。

一般企業との連携については、就労支援部会を活用し、広域的な対応を図っていきます。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
障がい者就業・生活支援センター事業の運営支援	障がいのある方の職業生活における自立支援を図るため、身近な地域において雇用、保健、福祉、教育等の関係機関、ハローワークと連携を図ったネットワークを形成し、障がいのある方の就業面及び生活面で一体的な支援を行います。	・福祉課
障がい者雇用に関する各種援助事業の周知	ハローワーク等で実施している障がい者雇用に関する各種の援助事業について周知します。	・福祉課
足柄上地域自立支援協議会 就労支援部会	平成27年度に足柄上地域自立支援協議会に5つの専門部会を設置しました。そのうちの1つが就労支援部会（事務局は中井町）となります。 平成29年度まで、足柄上地域の障がい者の就労に関する課題について、検討しています。	・福祉課

(22)一般就労へ向けた支援

障がいのある方へ向けた就労体験実習を行い、一般就労促進のためのステップアップが図れるよう就労体験の場の整備を行いました。

共生社会の実現に向け、福祉施設を利用している障がいのある方の一般就労への移行の促進に向けた企業との交流促進に取組み、就労支援事業所の実践的な支援手法の確立に努めます。また、障がいのある方の一般就労について、人材を送り出す福祉事業所と人材を受け入れる企業、その仲介支援を行う支援機関のそれぞれの取組みやニーズについての相互理解の促進に努めます。

この施策については、第5章の成果目標に詳しく記載します。





(23)福祉施設の整備

近年、本町内においても障害福祉サービス事業所や児童通所サービス事業所が多く立地するようになってきています。

前計画期間中に、放課後等デイサービス事業所2ヶ所、就労継続支援B型事業所1ヶ所、居宅介護事業所1ヶ所、生活介護事業所1ヶ所、計画相談支援事業所1ヶ所の計5種類6ヶ所が増えています。

本計画期間においても放課後等デイサービス事業所が新たに立ち上がる予定であり、事業所ごとの特色もさまざまです。

福祉施設の整備が着実に進んでおり、町内の障がい児者の利便性も向上しています。

なお、平成30年3月現在の町内障害福祉事業所及び障害児通所サービス事業所の一覧は、資料編に掲載します。

(24)権利擁護(意思決定支援)

障がい特性に配慮し、相談窓口の整備や情報提供の充実に努めるとともに、権利擁護に向けた取組みを強化することが必要です。

障がいのある方の基本的な人権が守られ、差別や虐待など人権が侵害されるようなことがないよう、また、虐待等の事例に対して、迅速かつ適切に問題解決が図られるようにするために、相談支援事業等の権利擁護体制の充実、強化や、成年後見制度の周知と利用支援に努めます。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
足柄上地域自立支援協議会 権利擁護部会	平成27年度に足柄上地域自立支援協議会に5つの専門部会を設置しました。そのうちの1つが権利擁護部会（事務局は山北町）となります。 平成29年度まで、足柄上地域の権利擁護、特に成年後見制度に関するあり方を検討しています。	・福祉課

(25)緊急時における支援体制の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等の整備が第4期障がい福祉計画策定時の国の指針に示されています。

足柄上地域1市5町での設置をめざし、さまざまな検討を行っています。地域生活支援拠点の整備については、第5章の成果目標に詳しく記載します。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
足柄上地域自立支援協議会 地域生活支援部会	平成27年度に足柄上地域自立支援協議会に5つの専門部会を設置しました。そのうちの1つが地域生活支援部会（事務局は本町）となります。 平成29年度まで、足柄上地域の地域生活支援拠点の整備に関するあり方を検討しています。	・福祉課

(26)災害時要援護者支援施策

アンケート結果によると、災害発生時に不安に思うことについては、「薬などの物品や医療的ケアが確保できるか不安」という声が最も多く、災害時・緊急時であっても、障がいのある方へのケア体制を整備することが重要です。

障がいのある方で、自力での避難が困難な方を予め登録し、災害時に迅速な避難誘導、救助などを行えるよう災害時要援護者登録制度を推進してきましたが、制度の認知度が低い状況もあり、登録率は低い状態にあります。

アンケート結果によると、災害発生時に一人で避難できるかについて「避難できると思うが自信がない」、「避難できない」と答えた方が合わせて6割を超えており、災害時に援護を必要とする方への対策を強化していく必要があります。

災害時要援護者登録制度の重要性の周知を徹底し、自治会及び民生委員児童委員協議会と連携し、広報や地域活動による口コミにより制度周知を行います。より多くの対象者に制度への登録を促し、災害が起きた際にも円滑に避難援護をできる体制を強化することに努めます。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
災害時要援護者登録制度	自力での避難が困難な方を本人や家族の同意のもと登録し、情報共有する災害時要援護者登録制度を自治会、民生委員などと連携し、充実を図ります。	・福祉課

施策・事業名	事業内容	担当課
福祉避難所協定の締結	介護保険事業や障害福祉サービス事業を展開している民間法人との福祉避難所協定を計画的に推進していきます。	・福祉課
災害時要援護者拠点施設の機能強化	災害時要援護者拠点施設の運営にかかるマニュアルを策定しています。現状に合わせ見直しなどの検討を行います。 また、災害時要援護者拠点施設の運営にかかる専門職登録制度の登録者数を増やしていきます。	・福祉課

(27)防災体制の確立

町の防災訓練では、災害時要援護者の安否確認及び要援護者を想定した要援護者拠点施設（福祉会館）への避難等の訓練を行っています。現状では実際に障がいのある方等に絞った防災訓練は実施していません。

アンケート結果によると、町の防災訓練に参加している方の割合が約24%となっており、障がいのある方も参加しやすい防災訓練の実施が求められます。

災害時に障がいのある方が円滑に避難できるように、防災訓練の周知や参加促進の仕組みを構築します。また、障がいのある方も参加できるように、要援護者拠点施設等の防災訓練の方法を工夫するとともに、円滑に避難誘導ができるよう自治会やボランティアセンターとの連携を強化します。

また、自力で避難することが困難な障がいのある方に対する防災知識の普及や、福祉避難所の開設や医療の提供体制の整備に努めます。

関連する主な事業

施策・事業名	事業内容	担当課
町防災訓練	障がいのある方も参加できるような町防災訓練を実施します。地域で実施される防災訓練においても災害時要援護者に関する訓練内容を実施するよう各自主防災会へ呼びかけを行います。	・福祉課 ・環境防災課



第5章 サービス提供体制の整備【第5期障がい福祉計画】

第1節 平成32年度（2020年度）の成果目標

国の示す基本指針に即して、市町村は、障害福祉計画、障害児計画を策定する必要があります。

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児計画を策定するにあたり、国の基本指針に平成32年度（2020年度）の成果目標を設定する項目が市町村には、5つ示されています。

①福祉施設から地域生活への移行、②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、③地域生活支援拠点等の整備、④福祉施設から一般就労への移行等、⑤障がい児支援の提供体制の整備等の5項目となります。そのうち、⑤障がい児支援の提供体制の整備等については、第6章に記載します。

(1)福祉施設から地域生活への移行

成果目標の考え方

国の指針	○平成32年度（2020年度）末時点で、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ○平成32年度（2020年度）末時点の施設入所者数を、平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。
本町の方針	○国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本町の実績や実情を加味して設定する。

成果目標

項目	目標
平成28年度末時点の施設入所者数（A）	23人
【目標】地域生活移行者の増加	1人 4.3%
平成32年度（2020年度）末時点の施設入所者数（B）	22人
【目標】施設入所者の削減（A－B）	1人 4.3%

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標の考え方

国の指針	○平成32年度（2020年度）末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域／各市町村）の設置。市町村単位での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。 ○平成32年度（2020年度）末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の設定。（都道府県が設定） ○平成32年度（2020年度）末までの精神病床における早期退院率（入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率）の設定（都道府県が設定）
本町の方針	○国の基本指針や県の方針を踏まえた上で検討する。 ○足柄上地域自立支援協議会などの既存事業との調整を図り、設置を検討していく。

成果目標

項目	目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	平成32年度（2020年度）末までに設置する。



(3)地域生活支援拠点等の整備

成果目標の考え方

国の指針	○平成32年度（2020年度）末までに、各市町村又は、各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。
本町の 方針	○国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、足柄上地域または県西圏域での整備を進めていく。 ○平成27年度から、足柄上地域自立支援協議会に地域生活支援部会を設置し、足柄上地域に求められる地域生活支援拠点の検討を行っていく。その結果から、平成32年度（2020年度）末までの設置について、広域連携行政にて検討を重ねていく。

成果目標

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	平成 32 年度（2020 年度）末までの設置を足柄上地域自立支援協議会や1市5町で検討していく。



(4)福祉施設から一般就労への移行等

成果目標の考え方

国の指針	○平成32年度（2020年度）末までに、平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。 ○福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成32年度（2020年度）末における利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。 ○就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度（2020年度）末までに全体の5割以上とすることを目指す。 ○各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。
本町の方針	○国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本町の実績や実情を加味して設定する。

成果目標

項目	数値
平成28年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数（A）	1人
【目標】平成32年度（2020年度）中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数（B）	2人
	【B/A】 2倍
平成28年度末時点の就労移行支援事業の利用者数（C）	2人
【目標】平成32年度（2020年度）末時点の就労移行支援事業の利用者数（D）	3人
	【D/C】 1.5倍

項目	数値
平成28年度末の就労移行支援事業所数（E）	1箇所
平成32年度（2020年度）末の就労移行率が3割以上の事業所数（F）	0箇所
	【E/F】 —
就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	100%



第2節 介護給付

居宅介護（ホームヘルプサービス）や施設入所支援などの、日常生活上必要な介護を受けるサービスをいいます。

居宅系サービス

（1）居宅介護

障がいのある方や障がい児のうち、日常生活に支障のある方の居宅にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

なお、この実績値及び推計値には、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援を含んでいます。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用時間（時間/月）	161	371	272	339	361	395
利用者数（人/月）	16	26	28	30	32	35

（2）重度訪問介護

重度の障がいのため常に自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動の介護等を総合的に行います。

（3）同行援護

視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。

（4）行動援護

知的障がい・精神障がいにより自らの危機回避が困難な方等の外出を支援します。

（5）重度障害者等包括支援

常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護等のサービスを包括的に提供します。

通所系サービス

(1)生活介護

常時介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行ったり、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用日数（人日/月）	473	597	661	720	800	880
利用者数（人/月）	23	29	33	36	40	44

(2)療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数（人/月）	2	2	3	3	3	3

(3)短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間や夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用日数（人日/月）	109	65	60	60	60	60
利用者数（人/月）	12	10	10	10	11	12



居住系サービス

(1)施設入所支援

施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数（人/月）	17	21	23	23	22	22

第 3 節 訓練等給付

障がい者が地域で生活を行うために適正に応じて一定の訓練を提供されるサービスで、機能訓練や生活訓練、就労に関する支援などがあります。

通所系サービス

(1)就労移行支援

通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用日数（人日/月）	64	43	45	66	66	66
利用者数（人/月）	4	2	2	3	3	3



(2)就労継続支援

通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動、その他活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。

①就労継続支援A型

利用者と事業者が雇用関係を結び、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用日数（人日/月）	13	18	21	22	22	44
利用者数（人/月）	1	1	1	1	1	2

②就労継続支援B型

一定の賃金水準のもとでの継続した就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練や雇用への移行に向けた支援を行います。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用日数（人日/月）	556	608	628	668	710	755
利用者数（人/月）	35	37	40	43	46	49

(3)就労定着支援【新規】

就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数（人/月）				1	2	2

(4)自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

①自立訓練（機能訓練）

障がい者支援施設において、または居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用日数（人日/月）	9	14	7	30	30	30
利用者数（人/月）	2	1	1	2	2	2

②自立訓練（生活訓練）

障がい者支援施設において、または居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用日数（人日/月）	45	20	20	44	44	44
利用者数（人/月）	2	1	1	2	2	2

居住系サービス

(1) 共同生活援助

地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数（人/月）	11	10	11	13	15	20

(2) 自立生活援助【新規】

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う支援を行います。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数（人/月）				0	0	1



第4節 計画相談支援給付等

(1)計画相談支援

計画相談支援は、障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用するすべての障がい者又は障がい児を対象に、市町村から指定を受けた特定相談事業所により、支給決定前のサービス利用計画案の作成、支給決定時のサービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整、計画の見直しなどを行うサービスです。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数（人分/月）	15	20	16	17	18	20

(2)地域移行支援

地域移行支援は、施設や病院に入院していた障がい者が地域での生活に移行するための住居の確保や相談や同行支援などのサービスを提供します。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数（人/月）	0	0	0	0	1	1

(3)地域定着支援

地域定着支援は、単身の障がい者を対象に、夜間を含む緊急時の連絡や相談の支援を行います。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	1



第5節 地域生活支援事業

障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施するサービスであり、「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター機能強化事業」などがあります。

市町村必須事業

(1)理解促進研修・啓発事業

地域の住民の方に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。これまで、地域活動支援センターにおいて、「ちいき・ふくし博」の開催を1市5町との共催事業として、開催しており、今後も継続して、同事業を開催していきます。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
実施の有無	有	有	有	有	有	有

(2)自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う各種活動を支援します。

(3)相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

本町においては、平成29年度から相談支援事業を1市5町で相談支援センターりあんに委託して、実施しています。電話や面接での相談だけでなく、月に1度各市町を巡回しての出張相談や訪問等による相談支援を実施しています。

個別ケースや処遇困難ケース、虐待ケースにおいてもカンファレンス等を密に行い、役割分担を明確化したうえで対応しています。

今後は、さらに連携を深めるとともに、障害福祉サービス対象者の高齢化に伴う介護保険制度への移行等の課題に対しても連携して取り組んでいきます。

(4)成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用しようとする障がい者に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

		実績値			推計値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
町長申立て件数	件数	0	1	0	1	1	1
療育手帳所持者	(人)	0	0	0	—	—	—
精神保健福祉 手帳所持者	(人)	0	0	0	—	—	—
高齢者のうち身体 障害者手帳所持者	(人)	0	0	0	—	—	—

(5)成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
実施の有無	無	無	無	無	無	無

(6)意思疎通支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
派遣回数 (回)	26	24	12	12	12	12

(7)日常生活用具給付等事業

障がい児者に対し、日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とします。

		実績値			推計値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護・訓練支援用具	件数	3	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件数	0	1	3	1	1	1
在宅療養等支援用具	件数	3	1	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件数	0	0	0	0	0	0
排泄管理支援用具	件数	68	70	66	68	70	72
居宅生活動作補助器具 (住宅改修費)	件数	0	0	0	0	0	0

(8)手話奉仕員研修養成事業【29 年度～】



聴覚障がい者等とのコミュニケーションの支援のため、手話奉仕員を養成するための研修を定期的実施することで、障がい者の社会参加と交流を促進します。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
実施の有無	無	無	有	無	無	有

(9)移動支援事業

屋外での移動に伴う心身障がい児者に対して、地域での自立した生活や社会参加を促すために、外出に必要な支援を行います。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数 (人)	18	24	24	25	25	26
年間延べ時間 (時間)	1,404	1,589	1,421	1,672	1,672	1,789

(10)地域活動支援センター機能強化事業

在宅の障がい者が、地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的な活動または生産的な活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を図る場を提供します。

平成29年度においては、4月から11月の間、一時的に休止としていましたが、12月より社会福祉法人風祭の森が運営する町内の施設において、再開しました。

平成18年度から足柄上地区1市5町の広域連携行政事業として委託しており、今後も広域連携行政事業として、実施していきます。

①基礎的事業

地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動や生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行います。

②機能強化事業

基礎的事業に加えて、相談支援事業や入浴等のサービス提供を併せて行うことで、充実した地域活動支援センター事業を実施します。

		実績値			推計値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
基礎的事業	利用者数	27	26	26	27	30	30
	実施箇所	1	1	1	1	1	1
機能強化事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1



任意事業

(1)訪問入浴サービス

入浴が困難な重度の身体障がい児者を対象に居宅に移動入浴車を派遣し、定期的に入浴サービスを提供します。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数（人）	1	2	1	1	1	1

(2)日中一時支援

在宅で介護している家族の休養や一時的な休息などに、障がいのある方や障がい児を日中一時的にお預かりし、必要な支援を行い、家族の介護負担の軽減を図ります。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数（人）	26	21	22	22	24	26
年間延回数（回）	290	252	265	257	281	304

(3)療育巡回相談支援事業

保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回して、障がい児が「気になる」段階から支援を行うための体制整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障害児等の福祉の向上を図ります。

本町においては、保育所等訪問支援事業が利用できる体制が構築されているにもかかわらず、長年その利用実績が少なく、利用者にとって、より利用しやすいほぼ同じ内容の事業として、平成27年10月から新規に立ち上げた事業です。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数（回）	3	9	12	12	12	12

第6節 その他の事業

(1) 重度障害者住宅設備改良費助成事業【県補助事業】

在宅の重度障がい者またはその保護者が住宅設備をその障がいのある方に適するように改造（既存住宅で、浴室、便所、玄関、台所、廊下等）する経費を助成します。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数（人）	2	2	0	1	1	1

(2) 福祉タクシー利用助成事業【町単独事業】

電車、バス等の通常の交通機関を利用することの困難な重度障がい児者（ここでは、精神障害者保健福祉手帳所持者については2級も含む）がタクシーを利用する場合に、町がその費用の一部を助成します。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数（人）	89	92	88	90	91	92

(3) 重度障害者自動車燃料助成事業【町単独事業】

重度身体障がい者が、本人または同居の家族が所有する自動車を自ら運転した場合の燃料費の一部を助成します。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数（人）	9	9	11	12	13	15



(4)自動車改造助成【町単独事業】

重度の身体障がい者が自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数 (人)	0	1	1	1	1	1

(5)重度障害者年金給付事業【町単独事業】

町内在住の住民税非課税世帯に属する重度の障がい者に対し、年額12,000円を給付します。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数 (人)	70	71	72	73	74	75

(6)地域生活支援拠点

障がい者の地域生活を支えるための相談支援、緊急時の受け入れなどの機能を持つ地域生活支援拠点を、各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とし、目標設定されています。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
設置	無	無	無	無	無	有

第6章 障がい児支援【第1期障がい児福祉計画】



第1節 障がい児支援 総論

障がい児支援サービスは、児童発達支援・医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が含まれる障がい児通所サービスと、障がい児相談支援で構成されています。制度改正により、平成24年度から根拠法が児童福祉法に一本化され、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が新設されました。また、居宅訪問型児童発達支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、今回新たに新設されました。

第2節 平成32年度（2020年度）の成果目標

国の示す基本指針に即して、市町村は、障害福祉計画、障害児計画を策定する必要があります。

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児計画を策定するにあたり、国の基本指針に平成32年度（2020年度）の成果目標を設定する項目が市町村には、5項目が示されています。

本章では、5項目のうち、障害児支援の提供体制の整備等について、次ページ以降のとおり成果目標を定めます。

その他の4項目については、第5章に掲載しています。

(1)障がい児支援の提供体制の整備等

成果目標の考え方

国の指針	○平成32年度（2020年度）末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。 市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 ○平成32年度（2020年度）末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 ○平成32年度（2020年度）末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。 ○平成32年度（2020年度）末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。
本町の 方針	○国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本町の実績や実情を加味して設定する。 ○児童発達支援センターは、既存センターである「ほうあんふじ」を位置づける。 ○保育所等訪問支援事業については、前期計画期間中の実績は0件となっている。平成27年度より、地域生活支援事業の任意事業において、療育巡回相談支援事業を実施しており、保育所等訪問支援事業のニーズは、同事業を実施することにより、満たされていると考えている。 ○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置については、平成32年度（2020年度）末までに設置する。 ○協議の場の設置については、足柄上地域自立支援協議会などの既存事業との調整を図り、平成32年度（2020年度）末までに設置する。

成果目標

項目	目標
児童発達支援センターの設置	圏域で1箇所設置済み
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済み
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置	平成32年度（2020年度）末までに各1箇所設置
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	平成32年度（2020年度）末までに設置



第3節 障がい児通所サービス

(1) 児童発達支援

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用回数（人日/月）	170	155	246	240	300	360
利用者数（人）	16	16	21	24	30	36

(2) 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童につき、児童発達支援及び治療を行います。近隣市町に事業所がないこともあり、本町では、利用実績はありません。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数（人）	0	0	0	0	0	0

(3) 放課後等デイサービス

授業の終了後または休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用回数（人日/月）	307	359	438	479	519	559
利用者数（人）	23	27	33	36	39	42

(4)保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用回数（人日/月）	0	0	0	0	0	0
利用者数（人）	0	0	0	0	0	0

(5)居宅訪問型児童発達支援【新規】

重度の障がい等の状態にある障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数（人）				1	1	1



第4節 相談支援給付

(1)障害児相談支援

障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児支援利用計画案の作成等を行ったり、通所支援開始後に、一定の期間ごとに利用計画が適切であるかどうかのモニタリングを行い見直し等の援助を行います。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数（人）	10	6	8	9	10	12

第5節 その他の事業

(1)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター【新規】

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーター（相談支援専門員等）を配置します。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
コーディネーター数(人)				0	0	1

(2)軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助金交付事業【県補助】

平成29年度より身体障害者手帳の交付対象とならず、補装具費の給付を受けられない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器の購入費助成事業を開始しています。

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数（人）			1	1	1	1



1. 用語集

NPO

Non Profit Organizationの略です。政府や私企業とは独立した存在として、社会的な公益活動を行う民間の非営利団体のことです。

権利擁護

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者などの自己の権利を表明することが困難な方に対し、代理人による支援等を通して、その人の権利を守ることです。

高次脳機能障がい

主に脳の損傷によって引き起こされるさまざまな神経心理学的症状です。その症状は多岐にわたり、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等の認知障がい等で脳の損傷部位によって特徴が出ます。

災害時要援護者登録制度

高齢者や障がい者など自力での避難が困難な方に災害時に迅速な避難誘導、救助などを行えるようにするために予め登録をする制度です。

自立支援医療

障がい者等につき、その心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療です。

成年後見制度

認知症の高齢者など、判断能力が不十分な方に対して財産管理や契約、福祉サービスの利用契約などについて、選任された成年後見人等が代理して行う制度です。

特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者などに対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行い、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立するために必要な知識や技能を身に付けることを目的とする学校です。

難病

原因不明、治療方法未確立、後遺症を残す恐れが多い疾病、経過が慢性に渡り、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病とされています。パーキンソン病、重症筋無力症等があります。

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方です。

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものです。

バリアフリー

障がいのある方が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

ピアサポート

直訳すると対等な支援という意味です。障がい者が当事者主体で、互いに助け合うことにより自立していくことを指します。

福祉タクシー

身体障がい者や介護の必要な高齢者の移動のために、車椅子やベッドのまま乗れる装備のあるタクシーです。

福祉有償運送

NPO法人などが、安い料金で高齢者や障がい者の自宅と病院などの間を車で送迎する事業です。

法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれに定められた割合に相当する数以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しなければならないこととされています。

まい♡らいふブック

障害をお持ちの方が成長・生活する上で必要な細かな配慮や理解すべきこと等をまとめ、いつでも誰からでも同じ支援を受けることができ、安心して地域で生活していくための支援ツールです。県西障害福祉圏域自立支援協議会サービス提供ネットワーク重心部会にて作成されたものです。

モニタリング

サービス等利用計画に対する確かなアセスメントができているか、利用者のニーズに対応したサービス等利用計画になっているかを見守り、必要に応じて早期に修正するために、継続的にフォローアップすることです。

ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障がいによりもたらされる障壁に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは予め、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

ライフステージ

人の一生を乳幼児期、学童・思春期、青年期、壮年期、高齢期などと分けた、それぞれの段階のことです。

リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであり、障がい者のライフステージのすべての段階において社会的・経済的に普通の生活を営むことができるように援助し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方です。



2. 開成町障がい福祉推進協議会設置要綱

開成町告示第35号

開成町障がい福祉推進協議会設置要綱を次のように定める。

平成29年8月10日

開成町長 府川 裕一

開成町障がい福祉推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第7条の2第3項の規定に基づく開成町障がい者計画、障害者日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づく開成町障がい福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20の規定に基づく開成町障がい児福祉計画を一体的な計画(以下「計画」という。)として策定するにあたり、町民の意見を広く求め計画に反映させるため、開成町障がい福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の達成状況の評価に関すること。
- (3) その他計画の策定及び評価に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 障がい福祉当事者団体
- (2) 開成町民生委員児童委員協議会
- (3) 町内障害福祉サービス事業所
- (4) 町内障害児通所支援事業所
- (5) 委託相談支援事業所
- (6) 小田原保健福祉事務所足柄上センター
- (7) 開成町教育委員会
- (8) 神奈川県立小田原養護学校

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(報償費の支給)

第7条 委員等が会議に出席するときは、開成町報償費支出基準（平成17年開成町訓令第4号）に定める範囲内で報償費を支給することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、公表の日から施行する。

2 開成町障がい福祉計画等策定委員会設置要綱（平成23年開成町告示第45号）は廃止する。

3. 開成町障がい福祉推進協議会委員名簿

選出団体	氏名	備考
開成町身体障害者福祉協会	遠藤 伸一	会長
開成町心身障がい児者と家族の会かるがも	鈴木 純子	副会長
開成町民生委員児童委員協議会	石井 章子	
合力の郷	津田 竜児	
KOMNYれんげ	村上 啓夫	
放課後等デイサービストゥモローランド開成みなみ	鈴木 秀雄	
相談支援センターりあん	露木 とし	
小田原保健福祉事務所足柄上センター	西田 統	
開成町教育委員会	中尾 浩	
県立小田原養護学校	添田 美恵子	

※敬称略



4. 町内事業所一覧

種別	事業所名	住所	電話番号 F A X 番号
居宅介護	在宅福祉ケア子育てサポートすずろ	開成町宮台 1 1 0 7 - 1	0465-84-1828 0465-85-3121
居宅介護	太陽の門ヘルパーステーション	開成町延沢 8 2 3 - 1	0465-24-6571 0465-20-7499
生活介護	生活介護 トゥモローランド	開成町宮台 2 5 2 - 1	0465-85-5133 0465-85-5132
就労移行支援	地域作業所 合力の郷	開成町吉田島 1 6 1 2 - 1	0465-84-1931 0465-20-4872
就労継続支援 B 型	地域作業所 合力の郷	開成町吉田島 1 6 1 2 - 1	0465-84-1931 0465-20-4872
就労継続支援 B 型	KOMNY れんげ	開成町吉田島 1 0 4 3 - 1 開成町福祉会館 2 階	0465-82-1499 0465-82-1499
就労継続支援 B 型	就労支援 トゥモローランド 開成みなみ	開成町みなみ 5 丁目 6 - 1 5	0465-85-1551 0465-82-1818
計画相談支援	太陽の門相談室	開成町延沢 8 2 3 - 1	0465-24-6571 0465-20-7499
児童発達支援	ファミリーサポートすずろ 開星亭	開成町宮台 1 1 0 7 - 1	0465-84-0661 0465-85-3121
放課後等デイ サービス	ファミリーサポートすずろ 開星亭	開成町宮台 1 1 0 7 - 1	0465-84-0661 0465-85-3121
放課後等デイ サービス	放課後デイサービス トゥモ ローランド	開成町吉田島 4 3 2 5 - 3 ザ・開成プレイス 3 F	0465-85-1122 0465-85-1125
放課後等デイ サービス	放課後デイサービス トゥモ ローランド開成みなみ	開成町みなみ 5 丁目 6 - 1 5	0465-85-1551 0465-82-1818
障害児相談支 援	太陽の門相談室	開成町延沢 8 2 3 - 1	0465-24-6571 0465-20-7499

※平成 30 年 3 月 31 日現在

開成町
第2期障がい者計画
第5期障がい福祉計画
第1期障がい児福祉計画

平成30年3月

発 行：開成町 保健福祉部福祉課
〒258-8502

神奈川県足柄上郡開成町延沢 773 番地

電 話：0465-84-0316 F A X：0465-85-3433